

# かながわ生物多様性計画

生きものの恵みを次の世代へ一



平成 28 年 3 月

### 県民の皆様へ



900 万人を超える人々が暮らす神奈川県は、都市化が進む中にあって、丹沢や箱根の山なみ、里地里山やみどり豊かな丘陵、相模川・酒匂川の流れや相模湾など、豊かな自然環境にも恵まれています。

県は、これまで、丹沢大山の自然再生や里地里山の保全等の促進、三浦半島の「小網代の森」をはじめとする、都市のみどりの保全と創造などに、県民の皆様とともに取り組み、自然環境の保全と活用を図ってきました。

これらの取組は、「生物多様性」の保全にもつながるものです。 生物多様性は、光合成による酸素の生成をはじめ、農地や海 などからの農産物や水産物の供給、森林生態系による水源かん 養や洪水・土砂崩壊などの災害の緩和、レクリエーションの場 の提供など、私たちに様々な恵みをもたらしています。

一方で、私たちの日常の活動は、生物多様性に影響を与えて います。

生物多様性は、40 億年にわたる長い歴史の中で、生きものが適応と進化を繰り返して育まれ、微妙なバランスの上に成り立っており、一度損なわれると、再び人の手でつくり出すことは極めて困難です。

県は、この生物多様性による恵みを次の世代へ引き継いでいけるよう、生物多様性基本法に基づく計画として「かながわ生物多様性計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、県内各地域の特性に応じた生物 多様性の保全を進めるとともに、県民の皆様に生物多様性に ついて理解していただき、保全のための行動を起こしていた だくための取組を進めてまいります。

県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成 28 年 3 月

神奈明縣如事 美岩祐沿

# 目 次

<u> </u>																
1 生物多様性とは		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(1)生態系の多様性			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		1
(2)種間(種)の多様性		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	1
(3)種内(遺伝子)の多様性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
																_
	•															
(1)生物多様性がもたらす恵み															•	
(2)次の世代へ恵みを継承するために	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3 国際社会と日本における生物多様性の保全の動向						•	•		•							3
(1)国際社会の動向		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	3
(2)生物多様性国家戦略による取組の推進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1章 計画の基本的な考え方																
1 計画策定の趣旨				•		•	•	•	•		•	•	•			4
2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり						•	•				•	•				4
(1)計画の位置付け																4
(2)県が策定する諸計画との関わり		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2 口抽															•	_
3 目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Э
4 計画の対象区域及び対象期間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1)対象区域															•	
(2)対象期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5 計画の推進			•	•			•					•	•			6
(1)取組状況等の把握と公表						•										6
(2)庁内の推進体制																6
(3)市町村との連携体制																
																U
<b>空っ去、火炉々米州の田火上</b> 短時																
第2章 生物多様性の現状と課題																_
(1)本県における主な生態系																
(2)生態系に着目した県土のエリア区分																
(3)各エリアの現状と課題	• •															
(4)外来生物による生態系の危機	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
2 生物多様性の保全を進める上での課題			•			•	•					•	•			15
(1)県民の保全行動の促進		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	15
(2)科学的知見の蓄積																

## 第3章 課題への取組

[取組の体系]				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
1 県土のエリアに即した取組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(1) 丹沢エリア	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(2)箱根エリア	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(3)山麓の里山エリア	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
(4)都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
(5)三浦半島エリア	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
(6)河川・湖沼及び沿岸エリア	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
2 エリアをまたぐ取組									•	•										26
(1)野生鳥獣との共存を目指した取組																				26
(2)外来生物の監視と防除						•	•	•	•	•	•						•	•	•	26
(3)法令・制度等を通じた生態系の保全				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
(4)生物多様性への負荷を軽減する取組				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
3 生物多様性の保全のための行動の促進						•	•		•	•	•	•					•			36
(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集																				
(2)多様な主体による取組の促進																				
(3)環境学習・教育の推進				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
参考資料・・・・・・		•			•	•	•				•	•	•	•	•	•	•		•	39
用語集・・・・・・																				

#### 序章 生物多様性の保全をめぐる動き

#### 1 生物多様性とは

生物多様性とは、生物多様性に関する条約 (以下「生物多様性条約」という。)において、全ての生きものの間に違いがあることをいうものとされており、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

この「生物多様性」を、「つながり」と「個性」という言葉に置き換えることができます。「つながり」は、食物連鎖など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることなどを表した言葉としてとらえることができます。

生物多様性は、単に生きものの種類が多いということではなく、長い進化の歴史によりつくり 上げられてきたものです。

#### (1)生態系の多様性

様々な生きものを中心に、大気、水、土壌といった 環境要素が相互に関わりながら、森林や里山、河川、 海といった、1つのシステムとして機能する環境のま とまり(生態系)が多様に存在することを指します。

#### (2)種間(種)の多様性

生態系を構成する種について、動植物から菌類、 バクテリアに至るまで様々な生きものが存在することで あり、気候などの環境条件や生きもの同士によって多種 多様な生きものが育まれることを指します。



さまざまな環境のまとまり「生態系」

#### (3)種内(遺伝子)の多様性

同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベル で多様な違いがあることです。

遺伝子の多様性は、環境への適応や種の分化といった生きものの進化に関わるものであり、多様性の低下は、種の遺伝的劣化が進み、絶滅の危険性が高まることを意味します。

# コラム・1

日本には、ミナミメダカとキタノメダカの 2 種の"メダカ"が分布し、前者はそれぞれ独自の遺伝子を持つ 9 つの地域型に細分されています。神奈川県内のミナミメダカは東日本型に分類され、かつては、県内の平野部に広く見られたはずですが、生息環境の悪化や消失により、在来の個体群が維持されている生息地は酒匂川水系の一部だけになってしまいました。

近年、野生個体群の遺伝的多様性が低下したり、同一水系内に遺伝子 汚染源となる外来のミナミメダカが放流されているだけでなく、保全地 にオオクチバスが放流されるなど、その存続が危ぶまれています。

県では、総合教育センターや水産技術センター内水面試験場において、県内産のミナミメダカを系統別に飼育しているほか、保全団体と協力して野生復帰のための指導を行っています。



酒匂川水系のミナミメダカ(東日本型) [県立生命の星・地球博物館提供]

#### 2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし

#### (1)生物多様性がもたらす恵み

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤となっています。

例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです。

また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与しています。

野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、 海などから得られます。森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を 防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています。

これらの生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、 ミレニアム生態系評価において、基盤サービス、供給サービス、調整サービス及び文化 的サービスの4つに分類されています。



図1 4つの生態系サービスの分類イメージ

#### (2)次の世代へ恵みを継承するために

生物多様性は、今日の私たちの社会活動を支える根底にあり、日々の生活、事業活動を持続可能なものとするために不可欠なものです。

また、長い歴史の中で生きものが適応と進化を繰り返すことで培われてきた生物多様性は、微妙な均衡を保つことによって成立しており、一度損なわれると再生することは困難です。

将来にわたり、生物多様性の恵みを享受するためには、個人や事業者など社会を構築する全ての主体が、生物多様性の大切さを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていくことが必要です。

#### 3 国際社会と日本における生物多様性の保全の動向

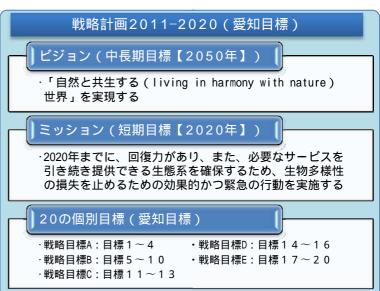
#### (1)国際社会の動向

1992 (平成4)年にナイロビ(ケニア)で開催された合意テキスト採択会議において、 生物多様性の保全 その持続可能な利用 遺伝資源から得られる利益の公正で衡平な配 分を目的とした生物多様性条約が採択(1993(平成5)年発効)されています。2014(平成

26) 年5月現在、194 の国と地域が加盟しており、日本は 1993(平成5)年5月に批准し、

18番目の締約国となっています。

2010 (平成 22)年には、生物多様性 条約第 10 回締約国会議(以下「COP10」 という。)が開催され、今後 10 年間 に国際社会が取るべき道筋である戦略 計画 2011 - 2020 (愛知目標)が採択されました。この愛知目標は、2050 (平成 62)年までに「自然と共生する世界」 を実現するという中長期目標と、2020 (平成 32)年までに生物多様性の損失を 止めるための効果的かつ緊急の行動を 実施するという短期目標及び 20 の個別 目標の達成を目指すものです。



戦略計画 2011 - 2020 と愛知目標 [環境省ホームページを基に作成]

#### (2)生物多様性国家戦略による取組の推進

日本においては、生物多様性条約を受け、1995(平成7)年 10 月に最初の生物多様性国家 戦略が策定されました。

2008(平成 20)年6月には、生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定されました。

2012(平成 24)年9月には、愛知目標が目指す自然共生社会を実現するための理念として「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことを掲げ、最初の策定から4度の見直しを経た生物多様性国家戦略 2012 - 2020 (以下「国家戦略」という。)が策定されました。

国家戦略では、国内における生物多様性が直面する4つの危機が整理され、2050(平成 62)年を目標年次とした長期目標とともに、愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急な行動を実施することについて、2020(平成 32)年を目標年次とした短期目標が提示されました。これらの目標達成に向け、概ね 2020(平成 32)年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を示す5つの基本戦略を設定して、取組を推進しています。

#### 5つの基本戦略

1:生物多様性を社会に浸透させる

2:地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

3:森・里・川・海のつながりを確保する

4:地球規模の視野を持って行動する

5:科学的基盤を強化し、政策に結びつける

#### 4つの危機

第1の危機:人間活動や開発による危機

第2の危機:自然に対する働きかけの縮小による危機 第3の危機:人間により持ち込まれたものによる危機

第4の危機:地球環境の変化による危機

#### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

これまで本県では、みどりの保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画(2006(平成 18)年度から 2015(平成 27)年度、以下「みどり計画」という。)を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

この間、生物多様性基本法の制定、COP10 の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことや県内における生物多様性の現状と課題などを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、かながわ生物多様性計画(以下「生物多様性計画」という。)を策定します。

#### ••••••• 「みどり」と生態系

みどり計画では、対象とする「みどり」を、豊かな自然環境を包括したものであり、個々の 植物だけでなく、それらを育む水系を含めた森林や生きものの生息・生育環境として、さらに は私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、 生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念となっています。

#### 2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり

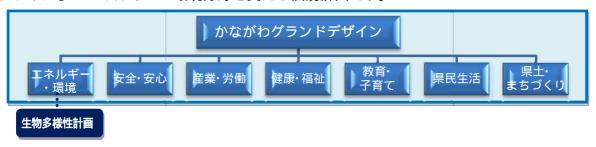
#### (1)計画の位置付け

生物多様性計画は、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、本県の区域内における生物 多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)として策定するものです。

また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画 としてみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有するものとして位置付けます。

#### (2) 県が策定する諸計画との関わり

生物多様性計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」のエネルギー・環境分野を支える個別計画です。



併せて、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定するものです。



#### 3 目標

生物多様性計画は、次の2つを目標とします。

#### 地域の特性に応じた生物多様性の保全

本県は、全国で5番目に小さい面積の県土に、都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山地、山麓の里山、相模川などの河川や東京湾・相模湾の沿岸域、三浦半島の連続した樹林地などが存在し、多種多様な生態系を有しています。

生物多様性の保全を進めるためには、生態系が、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、ある程度まとまりのある地域(エリア)ごとに、その特性に応じた取組を進めていくことが有効と考えられます。

そこで、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。

#### 生物多様性の理解と保全行動の促進

私たちの生活や事業活動は、あらゆる場面で生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵 みに支えられている一方で、日常生活や事業活動が生物多様性に影響を与えています。

そこで、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを目標とします。

# コラム・2

環境負荷の低減に資する物品・サービスであることを示す「環境ラベル」

生物多様性基本法では、私たち一人ひとりの責務として、生物多様性の重要性を認識すること、日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと、生物多様性に配慮した物品又はサービスを選択することなどにより、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めることとしています。

生物多様性に配慮した物品又はサービスを選択するために役立つものとして、国や第三者機関などが生物多様性に配慮したものなど環境負荷の低減に資する物品・サービスを認証する制度があります。

こうした物品やサービスに付与される「環境ラベル」による選択が、私たちの生活の中に根付いていくことが望まれます。





適切に管理された森林からの製品 や持続可能で適切に管理された漁 業による水産製品であることを認 証するラベル

[出典:環境省ホームページ]

#### 4 計画の対象区域及び対象期間

### (1)対象区域

神奈川県全域

#### (2)対象期間

2016 (平成28)年度から2020 (平成32)年度まで(5年間)

#### 5 計画の推進

#### (1)取組状況等の把握と公表

生物多様性計画の取組について、エリアごとの主な取組状況などをとりまとめ、県民に向け、 分かりやすく公表します。

また、生きものの生息・生育環境の質や量を表す数値、生物多様性に関する県民の理解や保全行動の状況を表す数値を中心に表1のとおり指標として設定し、その変化を継続して把握し、取組状況と併せて公表し、取組の見直しにつなげていきます。

#### (2)庁内の推進体制

取組を所管する関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な 調整などを行いながら取組を進めます。

#### (3)市町村との連携体制

連絡会議などの場を設け、情報交換や意見交換などを行い、市町村と連携した推進に努めます。

#### 表 1 指標一覧

区分		指  標
	1	水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合
	2	丹沢山地における林床植生の状況
	3	野生生物(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)による農作物被害額
	4	アライグマの捕獲効率
	5	里地里山認定協定活動の面積
地	6	河川の水質環境基準(BOD)の達成率
域 の <del>特</del>	7	湖沼及び海域の水質環境基準(COD)の達成率
地域の特性に応じた生物多様性の保全	8	地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積
応じた		8-1 自然公園指定面積
生物		8-2 保安林指定面積
多樣		8-3 自然環境保全地域指定面積
ー の 保		8-4 歴史的風土保存区域指定面積
全		8-5 近郊緑地保全区域指定面積
		8-6 特別緑地保全地区指定面積
		8-7 風致地区指定面積
		8-8 生産緑地地区指定面積
		8-9 トラスト緑地面積
		8-10 都市公園面積
と生物	9	生物多様性についての県民意識
と保全行動の促進生物多様性の理解	10	里地里山の保全活動に取り組んだ人数
動性の四	11	小網代の森の年間利用者数
促 理進 解	12	自然環境保全センターが実施する研修会、観察会等の参加人数

- ・「2 丹沢山地における林床植生の状況」について、シカの採食による林床植生への影響が低下すると、森林内の地面が植生に覆われている割合(林床植被率)が上昇するなど、林床植生の状況に変化が生じると考えられることから、指標としました。
- ・「4 アライグマの捕獲効率」とは、延べわな設置数当たりの捕獲数を言い、アライグマの生息密度が低下すれば、 捕獲効率は低下していくと考えられることから、指標としました。
- ・「5 里地里山認定協定活動」については、第3章の1「(3)山麓の里山エリア」の主な取組(21 ページ)に取組の仕組みを掲載しています。
- ・「8 地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園」については、第3章の2「(3)法令・制度等を通じた生態系の保全」中、<緑地等を保全する制度の活用>(27ページ~)に各制度の概要を掲載しています。

#### 第2章 生物多様性の現状と課題

#### 1 本県の自然環境(生態系)

本県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが生息・生育し、多様な生態系を構成しています。生物多様性計画では、本県の主な生態系に着目して県土を区分して、生物多様性の保全に係る課題を整理します。

#### (1)本県における主な生態系

森林や河川、里山などの生態系は、その土地に生息・生育する生きものと、それを取り巻く 気候や地形などを要素に形成されているため、明確な境界を設けることは困難ですが、面積な どの規模による視点、陸域・水域などの環境に基づく視点、植物群集に基づく視点などによっ て把握することが可能です。

様々な視点のうち、生態系の規模に着目すると、例えば、「渓流」や「渓畔林」など小規模な生態系を要素として形成される「渓谷」を中規模の生態系とすることができ、これらの「渓谷」、「樹林」、「草原」などを要素として形成される「山地」を大規模な生態系とするといったように段階的にとらえることができます。

本県の地形、気候、土地利用、産業構造などの地域特性を踏まえて、効果的に生物多様性の 保全を図っていくため、主な生態系を次の4つのまとまりで大きくとらえます。

#### ア 山地・森林生態系

山地・森林生態系は、山地の森林を主体として、渓流や 湧水などの小規模な生態系を要素として構成されます。

本県の北西部に広がり、複雑に連なる山稜と深い渓谷などを特徴とする丹沢山地、その南に位置する中央火口丘や火口原湖 (芦ノ湖)、外輪山 などの様々な火山地形を特徴とする箱根山地などが有する生態系です。自然林や人工林、ササ草原など様々なタイプの植生が複雑に入り混じって存在し、多くの動植物の生育・生息環境を提供しています。



丹沢山地 (竜ヶ馬場)からの眺望

#### イ 里山・農地生態系

- 里山・農地生態系は、水田などの農地と周辺の二次林 を中心とした生態系であり、集落や

水路、ため池なども要素として構成されます。里地里山と呼ばれる地域がこれに当たり、本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓などや、平坦な地形が少なく丘陵や谷戸が複雑に入り組む三浦半島から多摩丘陵にかけての丘陵部などに主に見られます。

また、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田地帯など のまとまりのある農地は、良好な景観を形成し、農業生産 の場であるほか、生きものの生息・生育環境を提供してい ます。



里地里山保全等地域 (南足柄市大雄町五本松・原)

#### ウ 都市生態系

都市生態系は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されます。

本県の東部地域を中心に見られるこれらの生態系は、 都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供 しています。人の生活や産業活動が優先されるため、他 の生態系に比べ、都市化された環境に適応した種が多く 見られます。

また、物や人の流れが多いことから外来生物 が持ち込まれやすい状況にあります。



市街地や樹林地、農地などがモザイク状 に広がる都市地域 (藤沢市立石 六会日大前駅周辺)

[県立生命の星・地球博物館提供]

#### エ 陸水生態系と沿岸域

陸水生態系と沿岸域は、河川や湖沼、藻場 や干潟を 含む内湾を中心とした沿岸域を要素として構成されます。

富士山東麓と丹沢山地南西部を源流とする酒匂川、山 中湖を源流として相模湾に注ぐ相模川、都県境を流れる 多摩川などの河川、噴火によって形成された火口原湖で ある芦ノ湖、人造湖である丹沢湖、宮ヶ瀬湖、相模湖な どの湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域に見られ、魚類をは じめとする様々な水生生物にとって貴重な生息・生育環 境を提供しています。



相模川河口 [県立生命の星・地球博物館提供]

# コラム・3

#### 生物多様性保全上重要な里地里山の選定(環境省)

里地里山は、国土の約4割を占めており、生きものの生息・生育環境としてだけでなく、食料などの自 然資源の供給や文化の伝承などの観点からも重要な役割を担っています。

このため、環境省では、生物多様性保全上重要な里地里山として、2015 (平成 27)年 12 月、500 箇所の里地里山を選定・公表しました。

選定に当たっては、3つの選定基準を設定し、全国規模の既存調査データや地域情報を基に候補地を抽出し、有識者による検討会議において評価・検討が行われました。

県内では、11市3町で、28箇所にも上る里地里山が選定されました。

環境省は、多様な主体による保全・活用の実効性を高める取組の拡大などに活用していくほか、地域に おける農産物のブランド化や観光資源などにも広く活用できるものと考えているとしています。

#### <選定基準>

基準1:多様で優れた二次的自然環境を有する。

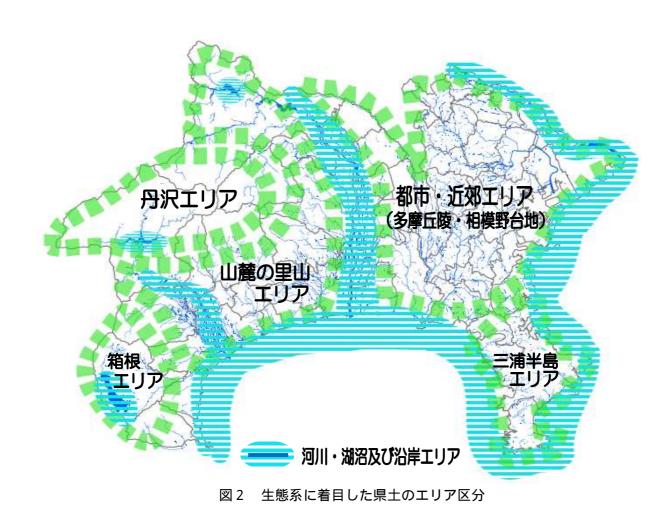
基準2:里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する。

基準3:生態系ネットワークの形成に寄与する。

### (2)生態系に着目した県土のエリア区分 4つの生態系に着目し、県土を次のとおり区分します。

表 2 生態系に着目した県土のエリア区分

県土のエリア区分	関係する主な生態系
丹沢エリア	ᆡᆘ ᄉ
箱根エリア	山地・森林生態系
山麓の里山エリア	里山・農地生態系
都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)	都市生態系、里山・農地生態系
三浦半島エリア	里山・農地生態系、都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア	
(多摩川・相模川・酒匂川などの河川、丹沢湖・宮ヶ	陸水生態系と沿岸域
瀬湖・相模湖等の湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域)	



#### (3) 各エリアの現状と課題

#### ア 丹沢エリア

県の北西部において最高峰の蛭ヶ岳を中心に東西に広がる丹沢山地一帯のエリアで、山地・森林生態系を中心に構成され、ほぼ全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。

1980 年代以降、ブナの立ち枯れやニホンジカの採食による林床植生 の衰退などが深刻化してきたため、2007(平成 19)年度から「丹沢大山自然再生計画」等に基づいてブナ林の調査研究、林床植生の回復、ニホンジカ管理などの総合的な取組を進めています。

重要な水源地域でもあることから、1997(平成9)年度から水源かん養機能などの公益的機能の高い森林づくりを目指して「水源の森林づくり事業」に取り組み、2007(平成19)年度からは「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて推進しています。

これまでの取組により、一部地域での林床植生の回復や 手入れ不足の人工林の減少など、一定の成果を得ています が、今後もブナ林等の保全・再生、水源かん養機能を高め るための森林整備、ニホンジカの管理などの取組を進めて いく必要があります。



地域特性に応じた森林づくり (清川村 丹沢県有林)

#### イ 箱根エリア

ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に含まれる箱根町を中心に、その周辺の県立真鶴半島自然公園や県立奥湯河原自然公園を含むエリアであり、火山地形、ブナ林や二次林、ススキ草原などを要素とした山地・森林生態系を中心に構成されます。

国立公園及び県立自然公園の自然環境の保全と適正利用を図るために県有の自然公園施設の維持管理を進めるとともに、水源かん養機能などの公益的機能の高い森林づくりを目指して水源の森林づくり事業等を進めています。

このエリアに生息するニホンザル西湘地域個体群 は、絶滅の恐れがある一方で、農業被害や生活被害、人身被害が生じており、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町が実施する捕獲や追い払い等の対策を支援していますが、被害は恒常化しています。さらに、近年ニホンジカの目撃等が増加しており、森林への影響も懸念されています。

今後も、自然公園の適正利用を図るための取組を推進するとともに、水源かん養機能などの 公益的機能を高めるための森林整備、ニホンザルの管理などをさらに進めることが必要です。 加えて、箱根山地への定着が懸念されるニホンジカの管理を進めていく必要があります。



国、町及び県の協働により保全されている仙石原湿原 (箱根町仙石原)

#### ウ 山麓の里山エリア

丹沢山麓の北東部から相模川以西の一帯と大磯丘陵、丹沢山麓南部、酒匂川上流の箱根山麓 周辺のエリアで、集落と農地周辺の二次林に加え、水路、ため池などを要素とした里山・農地 生態系を中心として構成されています。

農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、1960年代以降、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。

県では 2007(平成 19)年に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」(以下「里地里山条例」という。)を定めて里地里山の保全活動への支援等に取り組むとともに、地域における農地等の保全活動への支援、環境保全型農業の推進、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などに取り組んできました。

今後もこれらの対策を進めることにより、里地里 山や農業の有する多面的機能 を発揮させ、野生鳥 獣との棲み分けなどを図っていくことが必要です。



耕作放棄地の再生活動 (相模原市小松城北)

#### エ 都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)

相模川以東に広がる平野、台地及び丘陵からなるエリアであり、都市的土地利用が進む中で、 樹林地や公園、農地、河川沿いの連続する斜面緑地など、多種多様な生態系がモザイク状となった都市生態系と里山・農地生態系を中心として構成されます。

都市の自然環境は、高度な土地利用によって分断化が進み、豊かな生物相が育まれにくい状況にあります。

県では、これまで都市に残された自然環境を保全するため、地域制緑地 の指定や都市公園の整備を進めてきたほか、環境影響評価制度や市街化調整区域 等における土地利用調整条例の運用などにより土地利用に当たっての環境配慮を進めてきました。

都市に残された身近な自然環境を保全するため、県民や団体等との連携・協働による緑地や 里山の保全などを進めるとともに、都市住民等が自然とふれあい、学習する場として活用して いくことが必要です。



トラスト緑地における植樹と竹垣の設置 (大和市上和田 久田緑地)

#### オ 三浦半島エリア

三浦丘陵の円海山、二子山、大楠山などの樹林地を擁し、東京湾と相模湾を分ける半島一体のエリアです。平野が少なく起伏の多い地形であり、中央部の丘陵やその周辺の谷戸では、希少種を含めた里山に生きる多くの種類の植物や昆虫・両生類などが生息・生育するなど里山・農地生態系が形成されています。

一方、海岸沿いのわずかな平野では都市的土地利用が進み、都市生態系が形成されています。 また、南端の三浦市では畑地が広がり、古都鎌倉では、歴史上、重要な文化的遺産と背後の自 然環境が一体となり、歴史的風土を形成しています。

県では、地域制緑地の指定をはじめ、市民団体などと連携した緑地の保全、地域における農地等の保全のための共同活動への支援に取り組むほか、市町等と連携してアライグマ防除対策を推進してきました。

しかし、緑地の手入れ不足による斜面緑地での 災害の発生や植生の遷移等による里山に住む 生きものの生息・生育環境の悪化が懸念され、 また、アライグマ等による在来生物への影響 や農業被害、生活被害が続いています。

三浦半島に残された自然環境を保全するため、県民、市民団体等との連携・協働による 緑地の管理、地域資源を生かした自然とのふれあいや学習の場の提供、アライグマ等の防 除などを進めていくことが必要です。



市民団体による谷戸復元プロジェクト(葉山町上山口寺前) [出典:二子山山系自然保護協議会ホームページ]

#### カ 河川・湖沼及び沿岸エリア

多摩川、相模川、酒匂川などの河川、芦ノ湖や宮ヶ瀬湖などの湖沼といった陸水生態系、藻場や干潟などを含む相模湾や東京湾の沿岸域で構成されます。

災害を防止するための河川整備や利水のためのダムの設置等により、県民生活の安全・安心が図られる一方で、瀬や淵の減少、海岸侵食などによる生態系への影響が懸念されています。

また、沿岸では藻場の消失などによる生きものの生息・生育環境の悪化が懸念されるとともに、東京湾では富栄養化 により赤潮 などが発生しています。

県では、生きものの生息・生育や移動に配慮した 河川の整備、海岸の保全、藻場の回復、持続可能な水 産業の推進、東京湾に流入する汚濁負荷の削減などに 取り組んできました。

今後も、生きものに配慮した川づくりや総合的な 土砂管理による砂浜の回復・保全、持続可能な水産業 などを進めていくことが必要です。



伏流水や湧水を遮断しない護岸整備により 生きものに配慮した川づくり (小田原市堀之内)

は、用語集に記載のある用語

#### (4)外来生物による生態系の危機

在来生物 は、外来生物に対して防御機能を持っていないことが多く、より強い外来生物が 侵入することによって、生息地を奪われたり、捕食されたりすることで、在来生物の減少を招 くことがあります。交雑によって遺伝的なかく乱 が引き起こされ、純粋な在来生物がいなく なることもあります。

これらの生物多様性の劣化は、生態系を構築する種の単純化や、その構成が徐々に置き換わっていくことで生態系を変質させるといった生物多様性の根本に関わる問題です。さらに、外来生物の中には、農業被害や生活被害、人身被害などをもたらすものもあります。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。) では、生態系や人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、政令で定めるものを特 定外来生物としていますが、特定外来生物以外にも生態系などへの影響が懸念される外来生物 もあり、県内でも定着している例があります。

県では、繁殖力が高く、農業被害や生活被害のほか生態系への影響も懸念されており、特定外来生物に指定されているアライグマについて、外来生物法に基づく防除実施計画により、市町村と連携して防除対策を推進し、捕獲が進んだ地域では生息密度が低下したと見られていますが、被害は継続し、分布も拡大しつつある状況です。同じく特定外来生物に指定されているタイワンリス (クリハラリスの亜種)については、市町が行う防除対策を支援しています。

外来生物は、一度侵入し、分布が拡大すると防除が難しくなることから、県民等とも連携して外来生物の分布状況等についての情報収集を図るとともに、アライグマや外来植物などそれ ぞれの外来生物の状況等に即した防除対策を、市町村や地域住民などと連携しながら実施していくことが必要です。





県内における特定外来生物の例 アライグマ(左)オオキンケイギク(右)

表3 本県における主な特定外来生物の分布状況

分類群	種名	分類群	種名
	ハリネズミ属	両生類	ウシガエル
	ヌートリア		カダヤシ
哺乳類	タイワンリス	]	ブルーギル
	マスクラット	魚類	コクチバス
	アライグマ	1	オオクチバス
	ガビチョウ		チャネルキャットフィッシュ
鳥類	カオグロガビチョウ		オオキンケイギク
	ソウシチョウ		オオハンゴンソウ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ		オオカワヂシャ
比比與	アルゼンチンアリ	植物	ナガエツルノゲイトウ
クモ・	ハイイロゴケグモ	]	アレチウリ
サソリ類	セアカゴケグモ		オオフサモ
爬虫類	カミツキガメ		ボタンウキクサ

[平成 22 年度 神奈川県生物多様性保全検討基礎情報収集委託事業における文献調査結果及び国立環境研究所侵入 生物データベースの検索(平成 28 年 3 月 1 日現在)のいずれかにおいて県内での分布を確認した種名を記載]

#### 2 生物多様性の保全を進める上での課題

#### (1)県民の保全行動の促進

2013 (平成 25)年 11 月、県が実施したインターネットを利用したアンケート調査「e-かなネットアンケート」(回答数 201 人)の結果では、「生物多様性」という言葉の意味を知っていると答えた人の割合は 45.8%と約半数となっています。自然観察会などに参加したことがあると答えた人の割合は 16.4%ですが、今後、参加したいと答えた人の割合は 67.2%となっています。

経済界においても、事業所緑地の保全管理やビオトープの造成などのCSR(企業の社会貢献活動)において生物多様性への配慮を視点に置く企業や、生産・物流管理における生物多様性の指針を持つ企業なども見られるようになっています。

これらの動きが、県民や企業など社会を構成する全ての主体による行動へと発展するよう、 県民や企業などが生物多様性について理解を深め、日々の生活や企業経営などの場面で生物多 様性に配慮した選択がされることを促進していくことが必要です。

#### (2)科学的知見の蓄積

県では、試験研究機関である自然環境保全センター、環境科学センター、水産技術センター、 農業技術センターにおいて、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する試験研究を実施しています。また、県立生命の星・地球博物館は、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 を作成するなど、県内の生きものの情報のシンクタンク的役割を果たしています。

また、市町村の博物館や資料館、研究所、大学、市民団体など、県機関以外の機関や団体でも、様々な調査研究が行われ、生きものに関する情報が蓄積されています。

今後、こうした様々な機関・団体と連携し、生きものの生息・生育等に関する情報の集積を 進めるとともに、それぞれが保有する生物多様性に関する情報を相互に共有しながら、生物多 様性の保全に向けた取組に活用していくことが必要です。

# コラム・4

#### 地球温暖化と生物多様性

地球温暖化は、生態系に深刻な影響をもたらす懸念があることが指摘されています。生物多様性 基本法では、地球温暖化が生物多様性に深刻な影響を及ぼす恐れがあることと、生物多様性の保全 及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを基本原則に示しています。

本県では、2009(平成 21)年7月に制定した「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、2010(平成 22)年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定して地球温暖化対策を進めています。

生物多様性計画の推進に当たっては、本県の地球温暖化対策と相互に連携しながら取組を進めていきます。

### 第3章 課題への取組

## [取組の体系]

1	県土	このエリアに即した取組
	(1)	丹沢エリア
	<u> </u>	プナ林等自然林の保全・再生対策の推進
		地域特性に応じた森林整備の推進
		ニホンジカの管理
	L	自然公園の適正利用の推進
$\vdash$	(2)	箱根エリア
	Ĺ	自然公園の適正利用の推進
		地域特性に応じた森林整備の推進
	L	ニホンジカ・ニホンザルの管理
	(3)	山麓の里山エリア
		里地里山の保全等の促進
		農業の有する多面的機能の発揮の促進
	$\vdash$	野生鳥獣との棲み分け
	<u></u>	地域特性に応じた森林整備・自然公園の施設整備・都市公園の整備の推進
L	(4)	都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)
	(4)  -	都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地) 「都市公園の整備及び適切な管理運営
	(4) 	
	(4) 	都市公園の整備及び適切な管理運営
	(4)  -  -  -	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全
	(4) 	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全  里地里山の保全等の促進  農業の有する多面的機能の発揮の促進
	(4)  -  -  -	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全  里地里山の保全等の促進
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全  里地里山の保全等の促進  農業の有する多面的機能の発揮の促進
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全  里地里山の保全等の促進  農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全 都市公園の整備及び適切な管理運営
		都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全 都市公園の整備及び適切な管理運営 地域資源を生かした自然とのふれあいの推進
	(5)	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全 都市公園の整備及び適切な管理運営 地域資源を生かした自然とのふれあいの推進 農業の有する多面的機能の発揮の促進
	(5)	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全 都市公園の整備及び適切な管理運営 地域資源を生かした自然とのふれあいの推進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策等の推進
	(5)	都市公園の整備及び適切な管理運営 トラスト制度などによる緑地の保全 里地里山の保全等の促進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策の推進 三浦半島エリア 地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全 都市公園の整備及び適切な管理運営 地域資源を生かした自然とのふれあいの推進 農業の有する多面的機能の発揮の促進 アライグマ防除対策等の推進 河川・湖沼及び沿岸エリア

2	エリアをまたぐ取組
-	(1) 野生鳥獣との共存を目指した取組
	― 野生鳥獣との棲み分け
	ニホンジカ・ニホンザルの管理
	(2) 外来生物の監視と防除
-	(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全
	― 緑地等を保全する制度の活用
	□ 緑の基本計画による生態系の保全
L	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組
	一ア 環境に配慮した計画的な土地利用
	- 神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整
	一(神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価
	└── (みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保
	一 イ 農林水産業の振興における環境への配慮
	環境保全型農業の推進   水産資源の適切な管理の推進
	(小性負線の適切な管理の推進)
3	生物多様性の保全のための行動の促進
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信
	生物多様性に関する情報サイトの整備
	生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用
_	(2) 多様な主体による取組の促進
	- 生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用
	- 県民、企業、市町村等による講座等への支援
	<ul><li>かながわのナショナル・トラスト運動の推進</li></ul>
	- 県民参加による自然環境保全活動の推進
	└─ マイエコ 10(てん)宣言の普及を通じた保全行動の促進
L	(3) 環境学習・教育の推進
	▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ ▽
	地域における環境学習・教育の推進
	小網代の森における自然観察会などの実施

#### 1 県土のエリアに即した取組

#### (1) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化から の再生を目指して、ブナ林等の保全・再生、公益的機能の発揮を目指した森林の整備、ニホン ジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組を進めます。

#### 取組の方向性

- 植生保護柵の設置、土壌保全対策、ブナハバチの防除対策等を組み合わせて、高標高域のブナ林などの自然林の保全・再生の取組を段階的に進めます。
- 水源かん養機能などの森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の整備を進めるとともに、地域の特性を踏まえた市町村や森林所有者等による森林整備の取組を支援します。
- ニホンジカの管理捕獲を継続するとともに、森林整備によって林床植生を回復させ、ニホンジカによる生態系への影響を低減します。
- 登山道や山岳公衆トイレ等の自然公園施設の適切な管理、パークレンジャーや自然公園指導員による巡視活動等を通じて自然公園の適正利用を推進します。

#### 主な取組

#### < ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進 >

丹沢山地の概ね標高1,000m以上に分布するブナを主体とする森林(ブナ林等)において、 大気中のオゾン等による樹木の成長阻害、林床植生の衰退による土壌の乾燥化、ブナハバチに よる食害が複合した影響によるブナの枯死や、林床植生の消失によって土壌流出が進行して衰 退した森林を再生するため、「丹沢大山自然再生計画」及び「かながわ水源環境保全・再生実 行5か年計画」に基づいて、植生保護柵等による林床植生の回復及び土壌保全対策、ブナハバ チの防除対策等を組み合わせて段階的に実施するとともに、衰退要因等のモニタリングを行い ます。





植生保護柵の設置による林床植生回復効果の例 植生保護柵未設置の場所(左)と植生保護柵設置後9年経過した場所(右)

#### < 地域特性に応じた森林整備の推進 >

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町村が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林 や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

#### <ニホンジカの管理>

生物多様性の保全とニホンジカ地域個体群の安定的存続を目指して、「ニホンジカ管理計画」に基づいて、丹沢山地の中高標高域において、ニホンジカによる過度の採食を受けて衰退した林床植生を回復するための管理捕獲を実施するとともに、林床植生の回復によるシカの生息環境の改善を図るために、森林整備の実施箇所周辺において、森林整備の効果が損なわれることのないよう管理捕獲を実施します。

また、シカの生息状況や植生の状況などをモニタリングして、シカの管理捕獲や森林整備を通した生息環境改善の効果を検証し、計画及び事業の見直しに反映します。

#### < 自然公園の適正利用の推進 >

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の自然環境の保全と適正利用を推進するために、 登山道や休憩施設、環境配慮型の山岳公衆トイレ等の自然公園施設の整備と維持管理を行うと ともに、パークレンジャーや県自然公園指導員による巡視及び普及啓発、ボランティア等との 協働による登山道の補修や山中のゴミの撤去などを行います。

#### (2)箱根エリア

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を推進します。

#### 取組の方向性

- 富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の 景観と生態系の保全などを図るため、施設の維持管理等を行います。
- 水源かん養機能などの森林の持つ公益的機能の発揮を目指した森林の整備を進めるととも に、地域の特性を踏まえた市町や森林所有者等による森林整備の取組を支援します。
- ニホンザル西湘地域個体群の安定的な維持と農業被害、生活被害等の対策を進めるととも に、箱根山地への定着と林床植生への影響が懸念されるニホンジカの対策を進めます。

#### 主な取組

#### < 自然公園の適正利用の推進 >

富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の自然環境の保全及び適正利用を推進するため、歩道、園地等の県有自然公園施設の維持管理を行うとともに、国立公園では、国、市町、ボランティア等が連携して進める自然公園の利用マナーの向上に向けた普及啓発や外来植物の除去等の取組に協力します。



補修を行った箱根外輪山周廻歩道

#### <地域特性に応じた森林整備の推進>

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

#### <ニホンジカ・ニホンザルの管理>

ニホンザル西湘地域個体群による農業被害、生活被害及び人身被害を防止するとともに地域 個体群の安定的維持を図るため、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町を中心に地域が主体 となって行う捕獲や追い払いなどの取組を財政的、技術的に支援します。

また、ニホンジカの分布拡大による被害の拡大を防止するために、「ニホンジカ管理計画」 に基づいて市町が行う管理捕獲や被害防除対策を支援するとともに、モニタリングによって生 息状況を把握しながら、森林の林床植生の衰退を未然に防止するための対策に取り組みます。

#### (3)山麓の里山エリア

生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や地域における農地等保全の共同活動への支援、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などを進めます。

#### 取組の方向性

- 里地里山条例に基づき、地域住民等による保全等の活動を支援するとともに、里地里山に ふれあう機会の提供等を行い、里地里山の多面的機能の発揮と次の世代への継承を図ります。
- 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。
- 人と野生鳥獣の棲み分けを図るため、地域が主体となって行う鳥獣の捕獲や防護柵の設置、 藪刈り等の集落環境整備などを組み合わせた鳥獣被害対策を支援します。
- 市町村や森林所有者等による森林整備への支援、県立自然公園の施設整備、里山の自然環境を生かした都市公園の整備・運営などを進めます。

#### 主な取組

#### < 里地里山の保全等の促進 >

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の 選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、 都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

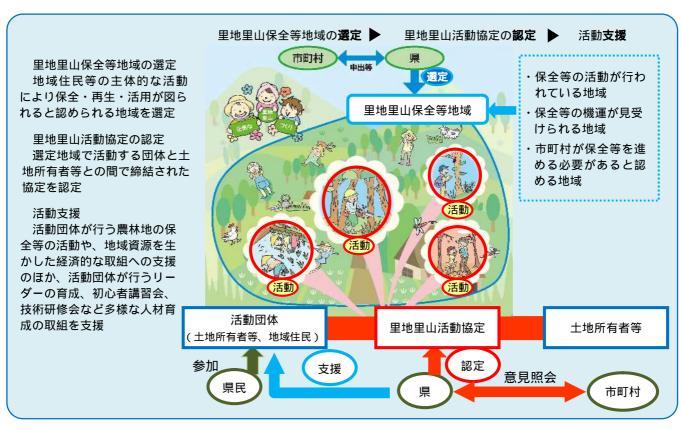


図3 里地里山条例による里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定等の仕組み

#### <農業の有する多面的機能の発揮の促進>

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、地域ぐるみで行う農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全活動や、山あいの条件が不利な地域等における農業生産活動への支援を行います。

また、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

#### <野生鳥獣との棲み分け>

農業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、ニホンジカとニホンザルの管理を含めて、地域が主体となって取り組む鳥獣の捕獲や追い払い、防護柵の設置、 藪の刈り払い等の対策を支援します。

また、特定外来生物に指定されているアライグマについて、農業被害等の防止や生態系への 影響の軽減を図るため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町村と連携して捕獲などの対 策に取り組みます。

<地域特性に応じた森林整備・自然公園の施設整備・都市公園の整備の推進>

市町村を主体とする水源林の確保・整備や森林所有者等が行う森林整備への支援などを行うとともに、県立陣馬相模湖自然公園の施設整備と維持管理を行います。

また、山麓の里山の自然を生かした(仮称)山北つぶらの公園などの都市公園の整備や管理運営を行います。

#### (4)都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度 など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業の推進などの取組を進めます。

#### 取組の方向性

- 自然環境を生かした都市公園の整備や適切な管理運営を行うほか、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等を促進します。
- 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。
- アライグマによる生活被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、市町と連携して 防除対策を進めます。

#### 主な取組

#### <都市公園の整備及び適切な管理運営>

里山の特徴を生かした茅ケ崎里山公園や自然生態観察 公園としての座間谷戸山公園など、自然環境の保全と活 用を視点とした都市公園の整備や、自然とのふれあいや 学習も含めた管理運営を行います。



座間谷戸山公園における定例自然観察会 [出典:(公財)神奈川県公園協会ホームページ]

#### < トラスト制度などによる緑地の保全 >

市町による特別緑地保全地区等の指定に協力するとともに、規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、かながわトラストみどり基金を活用した緑地の買入れを行います。

また、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト 運動 」を推進します。

#### <里地里山の保全等の促進>

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の 選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。 また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、 都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

#### <農業の有する多面的機能の発揮の促進>

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成 農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

#### <アライグマ防除対策の推進>

アライグマによる生活被害や農業被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減する ため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

#### (5)三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、アライグマ等の防除などの取組を進めます。

#### 取組の方向性

- 地域制緑地やトラスト制度などによって緑地の保全を図るほか、自然環境を生かした都市 公園の整備や管理運営を行うとともに、三浦半島の大規模緑地を中核とした国営公園の誘致 を推進します。
- 自然環境や農業、水産業などの三浦半島の地域資源を生かして、自然とのふれあいや体験 学習の場を提供します。
- 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能を十分に発揮させるため、地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援や、環境保全型農業を推進します。
- アライグマによる農業被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、市町と連携して 捕獲等の防除対策を進めるとともに、市町によるタイワンリス対策を支援します。

#### 主な取組

<地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全>

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)及び首 都圏近郊緑地保全法を活用して大規模緑地を保全するとともに、市町が行う特別緑地保全地区

等の指定に協力します。県有地として取得した緑地については、計画的な維持管理等によって質の向上を図り、小網代の森などでは、企業、地域住民、団体、市町などとの連携による緑地の保全活動を実施します。

また、住民や団体等による里地里山などの保全活動を支援するとともに、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。



緑地保全制度の活用により保全した「小網代の森」 (三浦市三崎町)

<都市公園の整備及び適切な管理運営>

自然環境を保全・活用した都市公園の整備や適切な管理運営を行います。

また、自然体感ハイキングなどのイベントの開催を通じて、国営公園の必要性について県民への周知を図るなど、三浦半島国営公園(仮称)の誘致活動を進めます。

<地域資源を生かした自然とのふれあいの推進>

自然環境を保全することの大切さについて理解を促進するため、緑地や海岸など三浦半島の 自然を生かして小網代の森、観音崎公園などにおいて体験学習や自然とふれあう取組を推進し ます。

また、第一次産業が盛んな地域特性を生かした農漁業体験や観光農園等に関する情報提供を行います。

#### <農業の有する多面的機能の発揮の促進>

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成 農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

#### < アライグマ防除対策等の推進 >

アライグマによる農業被害や生活被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減する ため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。 同じく特定外来生物に指定されているタイワンリスについて、市町が実施する捕獲などの対 策に対して支援します。

#### (6)河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めます。

#### 取組の方向性

- 自然環境や景観、親水などに配慮した、人と自然にやさしい川づくりを推進します。
- 山地から平野、河口、海岸までの連続性を捉えた土砂の管理を推進するとともに、生態系に配慮した海岸の保全施設の整備を行います。
- 藻場の回復などによる漁場環境の改善や適切な資源管理による持続可能な水産業、近隣都 県と連携した東京湾の富栄養化対策などに取り組みます。
- 河川・湖沼における魚類の生息環境の改善や生態系復元、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業 等について調査研究を実施します。

#### 主な取組

#### < 自然環境に配慮した川づくり >

魚類の生息に重要な瀬と淵の創出、自然石や木を用いた河川構造物、コンクリート護岸の表面を土で覆い 緑化するなど、多自然川づくりを推進します。

また、水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能を高めるため、河床に自然石を敷く、河床を水が浸透する工法をとるなど、市町村が行う河川水路等の環境整備を支援します。



整備に合わせて土で護岸を覆い、植生を施した 小出川の多自然川づくり (寒川町大曲 鷹匠橋上流)

#### <総合的な土砂管理と海岸の保全>

土砂が生産される上流域から海岸域までの連続性を捉え、それぞれの地域における土砂移動の特性を踏まえた土砂の生産の抑制や流出の調節等の対策により、適切な土砂の流れを回復し、災害の防止、生態系の回復・保全などを図ります。

海岸侵食が進む相模湾沿岸では、総合的な土砂管理による「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の一環として、計画的な養浜など各海岸の状況に応じた侵食対策を実施します。また、海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系について調査・分析し、生きものの生息・生育環境の保全に配慮します。



養浜材(ダム浚渫土砂など) は、海岸線に留まり、海岸 線が前進





ダムの浚渫(しゅんせつ)土砂を利用した養浜による砂浜の回復(茅ヶ崎海岸 中海岸地区) 2007(平成19)年4月、養浜開始直後(左)と2015(平成27)年4月、養浜開始後8年経過

#### < 沿岸域の環境保全と持続可能な水産業の推進>

水産資源をはぐくむ藻場の消失を防ぐための対策や、水質浄化作用が見込まれる二枚貝の増養殖の振興等により、漁場環境の改善を図るとともに、漁業者や NPO の連携・協働によるアマモ場の再生の取組について技術的な助言・指導を行います。

持続可能な水産業を推進するため、魚種ごとに資源管理指針を策定し、主要な水産資源のモニタリング等を行いながら、適切な資源管理を推進するとともに、種苗の放流等に適している種や放流量の目標などを定めて計画的かつ効果的に栽培漁業を推進します。

東京湾では、埼玉県、千葉県及び東京都とともに、富栄養化の原因物質である窒素及びりん の流入の総量規制を行い、水質の維持・改善を図ります。

#### <水域の生態系保全に関する調査研究>

川や湖に生息する魚類の生息環境の改善や生態系復元の研究、水生生物等の資源・生態の調査、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究、希少魚の遺伝子保存の研究など水域の生態系保全に関する調査研究に取り組みます。

# コラム・5

#### 遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究

~ 代理親魚技術による遺伝的多様性のある稚魚の生産 ~

県内各地では栽培技術によって生産したヒラメの稚魚を盛んに放流 してきましたが、近年、ヒラメ資源の遺伝的多様性を確保することが 求められています。

本来、天然魚の親ヒラメから採卵・育成して放流することがよいと 思われますが、天然ヒラメは飼育が大変難しく、さらに得られる卵量 も少ないことから、稚魚を大量かつ安定的に生産することがとても困 難です。

そこで本県では、これまで開発した病気に強く飼育が容易な養殖用のヒラメ(代理親魚)に、複数の天然魚の精原細胞(卵子や精子のもととなる細胞)を移植し、様々な天然魚由来の遺伝子を持つ稚魚を効率的に生産する技術(代理親魚技術)の開発に取り組んでいます。



ヒラメ(代理親魚)への精原細胞移植 [県立水産技術センター提供]

#### 2 エリアをまたぐ取組

#### (1)野生鳥獣との共存を目指した取組

#### <野生鳥獣との棲み分け>

野生鳥獣との共存を目指して、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、農業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となった取組を促進します。具体的には、被害をもたらす鳥獣の生態や被害の状況、地域の実情等に応じて、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣の捕獲や追い払い、農地等への侵入を防止する防護柵の設置と管理、鳥獣の隠れ場所や移動ルートとなる藪の刈り払い、鳥獣を誘引する一因となる放置された果樹の除去等の対策を支援します。

#### <ニホンジカ・ニホンザルの管理>

林床植生など生態系への影響が大きく農林業被害も生じているニホンジカ及び農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザルについて、地域個体群の維持を図りつつ、被害等の軽減・防止を図るため、県と市町村が連携・分担して捕獲による個体数調整、森林の整備等を通じた生息環境整備及び防護柵の設置等による被害防除対策を実施するとともに、生息状況、生息環境、被害実態等のモニタリングを行って対策の効果検証と見直しを行います。

2017(平成 29)年度からの「第4次二ホンジカ管理計画」及び「第4次二ホンザル管理計画」では、生息状況等のデータに基づいて地域住民、関係機関、専門家などの関係者の合意を図りながら、より対策を強化して取り組んでいきます。





#### (2)外来生物の監視と防除

外来生物の分布状況について県民等の協力を得て情報収集を行うとともに、防除対策の取組 事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより、地域 主体の外来生物の防除活動を促進します。

また、特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きく、特定外来生物に指定されている アライグマについて、「アライグマ防除実施計画」に基づいて、生息分布域の縮小と個体数の 減少を目指し、市町村等と連携して捕獲などの対策を進めるとともに、同じく特定外来生物に 指定されているタイワンリスについて、市町が実施する捕獲などの対策に対して支援します。

#### (3)法令・制度等を通じた生態系の保全

<緑地等を保全する制度の活用>

緑地や水辺環境は、生きものの生息・生育環境をはじめ、安全で快適な環境の形成やレクリエーション活動の場の提供など、様々な機能を持っており、まちづくりの上でも重要な役割を持っています。そこで、市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図ります。

#### 近郊緑地特別保全地区(近郊緑地保全区域)

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定に基づき、首都圏近郊整備 地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大きい地域で、その防止効果があるなど一定 の要件に該当する区域を保全するために国土交通大臣が指定するものです。県内では、多摩・ 三浦丘陵に残された大規模緑地を中心に指定されています。

このうち、近郊緑地保全区域内の枢要な部分について、県(政令指定都市内においては、 当該市)は都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができ、県内では三浦市の小網代の 森のほぼ全域や円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の一部などを指定しています。近郊緑地特別 保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事(市の区域は市長)の許

可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の 買入れ制度等があります。

現在の近郊緑地特別保全地区は、引き続き指定を維持するとともに、本県の自然環境の骨格となる大規模緑地、地域における特徴的な自然景観を有する緑地、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など特に良好な自然環境を有する緑地について、開発動向などを踏まえて、市町の協力を得ながら指定を検討します。



近郊緑地特別保全地区 (鎌倉市今泉 円海山・北鎌倉)

#### 歷史的風土特別保存地区(歷史的風土保存区域)

古都保存法に基づき、本県では、鎌倉市と逗子市が、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する「古都」として定められています。歴史的風土保存区域は、同法第4条第1項の規定に基づき、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域について、国土交通大臣が指定するものです。

このうち、歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域について、県は都市計画 に歴史的風土特別保存地区を定めることができます。指定されると、建築物の建築等一定の

行為について、知事の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、 県による土地の買入れ制度等があります。

現在の歴史的風土特別保存地区については、引き続き指定を維持するとともに、歴史的風土の枢要な部分を構成している地域のうち、維持・保存の対策を講ずる必要がある地域について、市の協力を得ながら指定を検討します。



歴史的風土特別保存地区 (鎌倉市扇ヶ谷 寿福寺)

は、用語集に記載のある用語

#### 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や植物の自生地などの良好な自然環境を有する地域を指定するもので、本県では自然公園周辺部の良好な自然環境を有する地域や都市部の比較的小規模ではあるが良好な自然環境を有している緑地などを指定しています。

このうち、相模原市の石砂山地区を、特に良好な自然環境を有している特別地区として指定しています。自然環境保全地域に指定されると、建築物の建築等一定の行為について知事への届出(特別地区は許可)が必要となります。

現在の自然環境保全地域については、原則として指定を維持するとともに、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など、良好な自然環境を有し、自然的・社会的諸条件から見て、その区域の自然環境を保全することが必要である地域につ

いて、指定を検討します。ただし、他の手法の適用が可能な場合は、自然環境保全地域とは重複指定せず、原則として、特別緑地保全地区など、より保全効果が高い手法を優先的に検討することとします。

なお、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定する地域として、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている原生自然環境保全地域と、優れた自然環境を維持している自然環境保全地域がありますが、県内での指定はありません。



自然環境保全地域 特別地区 (相模原市緑区牧野 石砂山)

#### 自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園と、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例(以下「自然公園条例」という。)に基づき、知事が指定する県立自然公園があります。

優れた自然の風景地を土地の権原に関わりなく指定し、 自然公園法及び自然公園条例に基づいて、建築物の新築な どに対する行為規制や必要な公園施設の整備・維持管理な どを行うことにより、保護及び利用の増進を図っています。

本県では、富士箱根伊豆国立公園、丹沢大山国定公園、 県立丹沢大山自然公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯 河原自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園が指定されてい ます。



丹沢大山国定公園 (山北町玄倉 不動の峰より)

#### 保安林

保安林は、森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備又は生活環境の保全・形成等、公共の目的を達成するため、農林水産大臣若しくは知事が指定するものです。流域における保安林の配備状況、社会的要請、それぞれの森林の持つ特性等を踏まえ、水源のかん養、災害の防止、保健休養等の目的を達成するために保安林として指定する必要のある森林について指定します。

#### 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定するもので、本県では、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣など多様な鳥獣が生息する大規模生息地、鳥類の集団渡来地、身近な鳥獣の生息地などについて指定しています。鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は、 市町村、関係者、土地所有者等と調整を行い、指定に努めます。

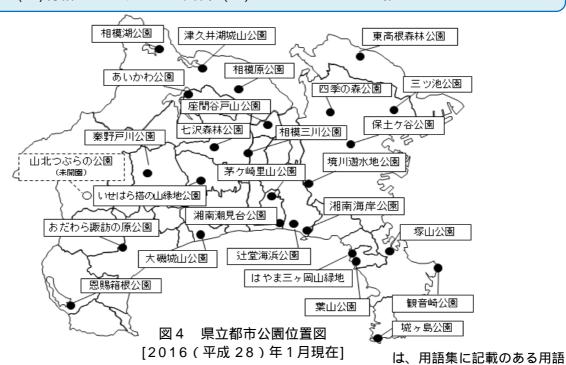
なお、鳥獣保護区には、知事が指定する鳥獣保護区のほかに、環境大臣が指定する鳥獣保護区がありますが、県内での指定はありません。

#### 都市公園

都市公園法に基づく公園又は緑地で、原則、公有地化したうえで、供用開始を公告することにより設置されます。これまでに、河川と一体的な境川遊水地公園、里山の特徴を生かした茅ケ崎里山公園などの県立都市公園を整備し、管理運営を行っています。

県では、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」を策定して、都市公園の整備と 管理運営を進めています。

- <公園づくりの基本方針> 「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」より抜粋
  - 視点 自然環境の保全と活用
    - (1)生態系や生物多様性への配慮、(2)地球環境問題等への地域からの対応
  - 視点 災害対応とバリアフリー化の推進
    - (3)緊迫する自然災害への対応、(4)誰もが楽しめる公園づくり
  - 視点 地域活性化への貢献
    - (5)歴史や文化の継承と創造、(6)地域と一体になった魅力の向上
  - 視点 効率的で効果的な公園整備とサービス
    - (7)より良いサービスの提供、(8)多様な主体との連携、(9)既存公園の再生、
    - (10) 骨格となるみどりの確保、(11) ヘルスケアパークの推進



#### トラスト緑地

都市緑地法など現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることができない良好な緑地について、緑地の所有者との保存契約やかながわトラストみどり基金を活用した買入れにより保全を図っています。

また、市町村が緑地の所有者と緑地保存契約を締結している場合に、賃借料など必要な費用の一部を助成しています。

引き続き、将来に残す必要がありながら法制度により保全が困難な緑地について、緑地保存契約や買入れなどにより、緑地の保全を推進します。



東林ふれあいの森緑地 (相模原市南区上鶴間)



#### 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、市街地に残された良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法に基づき都市計画に定めるものです。都市及び都市近郊の 10 ヘクタール以上の大規模緑地を県、10 ヘクタール未満の身近な緑地を市町が指定してきました。2012(平成 24)年度からは、全て各市町の権限により指定が進められています。特別緑地保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事(市の区域は市長)の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

例外的に 10 ヘクタール以上かつ 2 以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、 隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討して いきます。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、将来にわたって良好な 自然環境の保全を図る視点から協議を行います。

### 風致地区

風致地区は、都市の風致を維持することを目的として都市計画に定めるものです。本県では、これまで県が樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域、史跡や神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域等について、風致地区の指定を行ってきました。2012(平成24)年度からは、各市町の権限により指定が行われています。風致地区に指定されると、建築物について建ぺい率や高さ制限などが強化されるほか、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

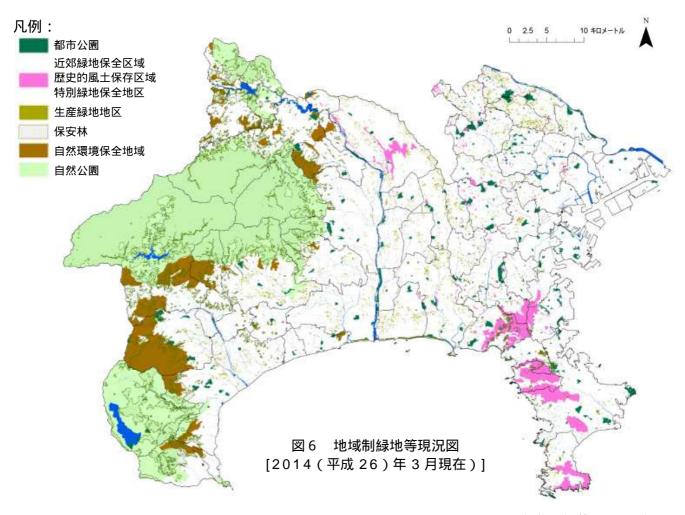
例外的に 10 ヘクタール以上かつ 2 以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、 隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討してい きます。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、広域的視点を含め、自然 環境や住環境など良好な風致を保持する視点から協議を行います。

# 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域において、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 平方メートル以上の農地について、市町が都市計画に定めるものです。生産緑地地区に指定されると、原則として 30 年間、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、地域の実情に即した指定 となるよう協議を行います。



は、用語集に記載のある用語

# <緑の基本計画による生態系の保全>

都市緑地法に基づき市町が「緑の基本計画」の策定または改定を行うに当たっての市町から 県への協議を通じて、生物多様性の保全を含め県の諸計画や施策等との整合性を図り、市町と 連携して生態系の保全を図ります。

### 【緑の基本計画策定(改定)時の配慮として望まれること】

● 生物多様性の保全に配慮した緑の基本計画の策定(改定)

生物多様性の保全は緑の基本計画の対象である「緑地」のもつ重要な機能の1つです。

特に、都市部においては、生きものの生息・生育環境となる緑地が分断される傾向にあり、 都市における生きものの減少など、生物多様性の損失をもたらす一因となっています。

そこで、緑の基本計画を策定するに当たり、緑の量の確保と質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク(エコロジカルネットワーク)化を通じて、生きものの生息・生育環境を確保していくことが望まれます。

- < エコロジカルネットワーク形成の観点からの緑の基本計画の策定(改定)の手順 > 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(国土交通省都市局)から作成
  - ▶ 現況調査と調査結果の分析・評価、評価結果を踏まえた課題の整理と目標設定 地形や水系、植生など自然的条件に関する調査や、土地利用の状況、関連計画等社会的 条件に関する調査を行い、動植物の分布状況の把握といったエコロジカルネットワークの 形成への配慮なども検討の上、課題を整理し、目標を設定します。

エコロジカルネットワークは、行政区域を越えて形成されることが重要なため、隣接市町村の計画を参照するとともに、図8に示したような生きものの生息状況など、県全域の状況も参考にすることが望まれます。

県では、今後、市町村や関係機関等とも連携し、情報の段階的蓄積を図り、情報提供を 充実していきます。

### ▶ 緑地の配置方針

エコロジカルネットワークの形成に必要な中核地区などの地区を設定し、配置方針を検討します。

- ✓ 中核地区 都市郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する緑地
- √ 拠点地区 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する緑地
- ✓ 回廊地区 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
- ✓ 緩衝地区 中核地区、拠点地区、回廊地区に対する緩衝機能を発揮する地区

### ▶ 施策の検討

エコロジカルネットワークを形成するための緑地の保全を図るため、 < 緑地等を保全する制度の活用 > (27 ページ~)で示した制度のほか、活用可能な手法としては、次のようなものが考えられます。

- ✓ 地区計画等緑地保全条例制度(都市緑地法第20条)
- ✓ 地区計画等緑地率条例制度(都市緑地法第39条)
- ✓ 緑地協定制度(都市緑地法第45条、第54条)
- ✓ 市民緑地制度(都市緑地法第55条)

- ✓ 緑化地域制度(都市緑地法第34条)
- ✓ 市民農園制度(市民農園整備促進法)
- ✓ 保存樹・保存樹林の指定
- ✓ 公共施設緑化、緑道や街路樹の整備、道路法面緑化等
- ✓ 市民との協働による緑地保全の什組み

# ▶ モニタリング(計画策定後)

緑の基本計画策定後もモニタリングを継続的に実施し、施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、緑の基本計画の必要な見直しを行っていくことが必要です。 モニタリングデータについて可能な限り県や隣接市町村等と情報共有を図り、施策の充実を図っていくことが望まれます。



# [効果的な緑地の配置]

よい自然はより広い面積を、より円形に近い形でかたまりとして残し、それらを緑道でつなぐのがもっとも効果的な配置と言えます。

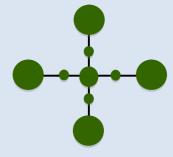
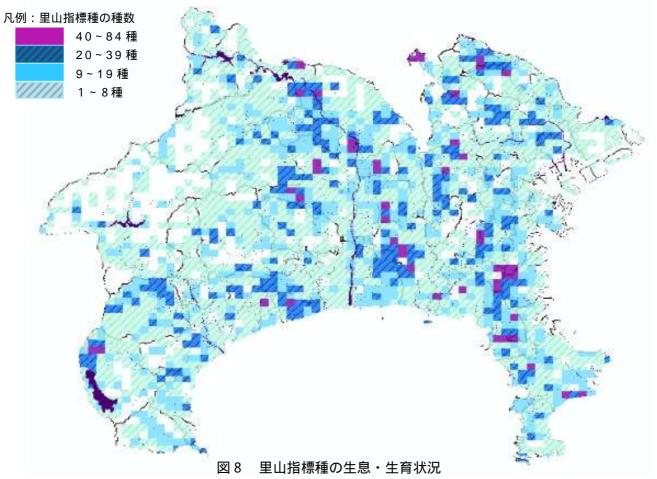


図7 エコロジカルネットワークの形成 生態系の拠点間の連携の確保 [環境省 平成8年版環境白書 を基に作成]

● 緑地の持つ様々な機能(生態系サービス)を生かしたまちづくりの観点からの策定(改定) 緑地は、生きものの生息・生育環境をはじめ、大気の浄化や気温の調整など「環境の維持・改善」、水源かん養、良好な景観や歴史的空間の形成、健康・レクリエーション、防災など、様々な機能を有しています。

これらは、緑地の生物多様性がもたらす生態系サービスでもあります。自然的条件や社会的条件の調査結果等に基づき、これらの生態系サービスを生かす視点からの課題の整理と目標設定を行い、それぞれの地域に応じたまちづくりの中で、生態系サービスが十分に提供されるよう、緑の基本計画を定めることも必要です。



[2014(平成 26)年度 神奈川県生物多様性保全基本方針図作成委託事業結果から作成]

• • • • • • • • •

本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓一帯に広がる里地里山をはじめ、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田などのまとまりある農地、都市にモザイク状に存在する農地、三浦半島の大規模な丘陵やその周辺の谷戸など、種の多様性に富み、生きものの生息・生育環境としても重要な「里山・農地生態系」が各地域で見られます。

図8は、市町が緑の基本計画を策定する際の参考となるよう、指標となる植物と昆虫種の種数から「里山・農地生態系」の生物多様性の状況を示すものとして試験的に作成したものです。

# (4)生物多様性への負荷を軽減する取組

開発などの事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進めます。

### ア 環境に配慮した計画的な土地利用

< 神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整 >

県民の生活や生産の共通の基盤である県土について、自然環境との調和や保全を図りながら、 総合的かつ計画的な利用を推進するため、市街化調整区域などにおいて、開発や埋立を行う際、 法令に基づく許認可の前に土地利用調整を行います。

### < 神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価 >

道路の建設、工場・事業場の建設など一定規模以上の開発事業を行う場合、開発事業による 環境への影響をできる限り低減するため、周辺の環境に及ぼす影響を、事業者が自ら事前に調 査・予測・評価し、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で意見を出し 合うことにより、環境に配慮したものとする取組を進めます。

### < みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保 >

事業所の建設、住宅団地の造成、大規模小売店舗の建設、土石の採取など1ヘクタール以上の開発事業を行う場合、自然環境の維持・回復を図るため、事業者と協定を締結し、開発区域において一定規模の緑地面積を確保します。緑地面積の確保にあたっては、現存する自然度の高い植生をできる限り保存するなどの配慮について調整します。

### イ 農林水産業の振興における環境への配慮

# <環境保全型農業の推進>

環境と調和する農業の一層の推進を図るため、堆肥等による土づくりと化学肥料、化学合成 農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者をエコファーマーとして 認定するなど、環境保全型農業を推進します。

### <水産資源の適切な管理の推進>

持続的な水産資源の利用を図るため、魚種ごとに資源管理指針を策定し、主要な水産資源の 持続的なモニタリング等を行い、調査によって得られた情報を漁業関係者に提供するなど、適 切な資源管理を推進します。

# コラム・6

# 取組事例:マアナゴの資源管理

県では、サバ類やキンメダイ、ヒラメなど 13 魚種、定置網漁業など 2 漁業種類について、資源管理指針を作成しています。

県内の 16 の漁業協同組合がこの指針に基づいた資源 管理計画を作成しており、2015(平成 27)年度は、 全部で31の計画が作成されています。

例えば、マアナゴは、漁業者が作成する「アナゴ筒」と呼ばれる塩ビ管の漁具を漁船に 100 本以上積んで出漁しますが、マアナゴの資源管理計画では、毎週水曜日と日曜日を休漁日としているほか、アナゴ筒を海中に沈めるために空けている水抜き穴を大きくして、小さいアナゴを逃がす取組を実施しています。



アナゴ筒と水抜き穴(直径 13mm 以上) [出典: 県資源管理協議会資料]

# 3 生物多様性の保全のための行動の促進

### (1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信

県民や事業者、行政などの様々な活動主体が生物多様性の保全のための行動をとるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集し、発信します。

### < 生物多様性に関する情報サイトの整備 >

生物多様性に関する情報を集約して発信する情報サイトを整備し、県民や事業者等に向けて、 生物多様性に関する基本的な情報や外来生物に関する情報など多様な情報をわかりやすく提供 します。

### <生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用>

県・市町村の博物館や大学、市民団体などと連携して、生物多様性に関する情報を収集し、 共有に努めるとともに、必要に応じ、植生や動物、昆虫を含めた生物相に関する調査を実施し、 地域の生態系を保全するための取組等に活用します。

また、県民の生物多様性への関心を高め、配慮や保全のための行動を促進するため、県民参加で生きものの情報を把握していく仕組みづくりを進めます。

### (2)多様な主体による取組の促進

県民や事業者、行政など多様な主体が行う、生物多様性への配慮や保全のための取組を促進 します。

#### <生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用>

県民、市民団体、企業、市町村などによる生物多様性への配慮や保全の取組事例などに関する情報を収集し、提供することにより、保全活動等に取り組む各主体の相互協力、交流等を支援します。

また、生物多様性に配慮した製品やサービスの認証制度など、県民の理解と行動に繋がる情報を収集し、広く県民に提供します。

### < 県民、企業、市町村等による講座等への支援 >

県民、市民団体、企業及び市町村などの生物多様性への理解を深め、その保全と配慮に向けた行動を促すため、各主体に生物多様性に関する講座、研修会などの開催を働きかけるとともに、こうした講座や、事業等の相談に対し、生物多様性について専門知識を有する講師を派遣し、取組を支援します。



は、用語集に記載のある用語

# < かながわのナショナル・トラスト運動の推進 >

県内の優れた自然環境や歴史的環境を保全し、みどり豊かな美しい神奈川を次の世代に引き継ぐため、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県民、企業、市町村等と一体となって「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

### < 県民参加による自然環境保全活動の推進 >

ボランティアによる丹沢大山の自然再生に向けた活動や水源地域の森林づくりの活動など、県民参加による自然環境保全の取組を推進します。



県民参加による森林づくり活動 (松田町寄(やどりき))

# <マイエコ10(てん)宣言の普及を通じた保全行動の促進>

90 の行動メニューから自分が取り組みたい項目を 10 個選んで宣言する「マイエコ 10 ( てん) 宣言」の普及を通じ、生きものを最後まで飼育することや、里地里山の保全活動等への参加など個人や企業等の行動を促進します。

# コラム・7

# かながわのナショナル・トラスト運動

かながわのナショナル・トラスト運動は、19世紀の 産業革命期に英国で始まった市民による環境保護運動を モデルとした取組です。

県が設置したかながわトラストみどり基金と(公財)かながわトラストみどり財団が、県民、団体、企業及び市町村と連携して、今残されている身近なみどりを守り、育てる運動として、1986(昭和 61)年にスタートしました。

基金の取り崩しにより緑地を買い入れたり、財団が緑地の所有者と保存契約を結んだりして、緑地を開発から守るとともに、市民団体等と連携して緑地を保全・利活用する活動など、様々な主体と連携して運動を推進しています。

あなたも、一緒に連携の輪をつないでみませんか?



かながわのナショナル・トラスト運動の仕組み

### (3)環境学習・教育の推進

自然が実感できる場を提供するなど、自然環境を利活用した取組等を通じて、生物多様性に 関する環境学習・教育を推進します。

### <学校における環境学習・教育の推進>

小・中・高等学校などでは、植物や動物の飼育を通して自然の仕組みを学ぶことや、学校の立地条件を生かした海や里山などでの自然体験など、

身近な自然から発見をする体験的な学習などの環境教育を 推進します。

また、総合的な学習の時間などでの環境学習に際して、 豊富な知識・経験を有する方を講師として派遣するこ とや、教員への研修講座、生物多様性に関する学習映 像教材の提供などを行います。



県総合教育センターにおける教員研修

### <地域における環境学習・教育の推進>

博物館やビジターセンターなどにおいて、県民向けに生物多様性の保全や自然の仕組みなど に関する講座、自然観察会などを開催します。

また、自然観察会の指導者などを対象にした研修会を実施するなど、生物多様性に関する環境教育を担う人材の育成に取り組みます。

# < 小網代の森における自然観察会などの実施 >

市民活動団体等と協働し、アカテガニ放仔観察会や、子どもたちが自然観察と干潟等の清掃活動を体験できる「こども小網代ボランティア」を実施するなど、源流から海までの流域がまるごと残されている小網代の森を環境学習の場として活用します。



小網代の森の生きものたち

# コラム・8

# 自然や生物多様性に関する学習支援

県立生命の星・地球博物館では、46 億年にわたる地球の歴史や生命の 多様性、神奈川の自然、自然との共生について、資料の収集・保管と次 の世代への継承、調査・研究活動を基盤とした展示や学習支援を行って います。

博物館の学芸員による里山の植物や磯の生きもの、昆虫、野鳥などの自 然観察会を県内各地で実施しているほか、館内での講座や講演会なども開 催しています。

年間を通して、子どもから大人まで幅広く、様々な分野にわたって自然 を実感し、関心を高める機会を提供していきます。



磯の生きものウォッチング (真鶴町三ツ石海岸)

# 参考資料

資料 1 生物多様性条約の概要
 資料 2 生物多様性基本法の概要
 資料 3 愛知目標(20の個別目標)
 資料 4 指標の現状値一覧
 資料 5 本県における主な特定外来生物の分布状況(表3)について
 資料 6 生物多様性に関する県民アンケート調査(e-かなネットアンケート)調査結果
 資料 7 かながわ生物多様性計画の取組の所管課一覧
 資料 8 里山指標種の生息・生育状況(図8)について
 資料 9 生物多様性に関連する情報(ホームページアドレス)

### 資料 1 生物多様性条約の概要(外務省ホームページから引用)

本条約は、前文、本文 42 か条、末文及び 2 つの附属書から成っており、その主たる規定は、次のとおり。

#### (1) 第1条 目的

「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転(これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。)並びに適当な資金供与の方法により達成する。」

#### (2) 第6条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、 又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に 関連するものを考慮したものとなるようにすること」を行う。

#### (3) 第7条 特定及び監視

締約国は、「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」し、また、そのように「特定される生物の多様性の構成要素を監視する」。

### (4)第8条 生息域内保全

締約国は、「(b)必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること」を行う。

締約国は、「(g)バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響(生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの)を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」を行う。

締約国は、「(j)自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。

締約国は、「(k)脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」を行う。

#### (5) 第9条 生息域外保全

締約国は、「(a)生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること」を行う。

#### (6) 第14条 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすお それのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」する。

「締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済(原状回復及び補償を含む。)についての問題を検討する。」

# (7) 第15条 遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき 定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」 「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」。

「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝 資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置 をとる」。

### (8) 第16条 技術の取得の機会及び移転

締約国は、開発途上国に対し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術」の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」。

### (9) 第18条 技術上及び科学上の協力

「締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する」。

また、「締約国会議は、第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み(a clearing-house mechanism)を確立する方法について決定する」。

### (10) 第19条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

#### (11)第20条 資金

「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する」。

### (12) 第21条 資金供与の制度

「この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるもの」とする (There shall be a mechanism for ~ )。

#### (13) 第22条 他の国際条約との関係

「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

#### (14) 第39条 資金供与に関する暫定措置

国際連合開発計画(UNDP)、国際連合環境計画(UNEP)及び国際復興開発銀行(IBRD=世界銀行(World Bank))の地球環境ファシリティ(GEF)は、締約国会議が第21条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

# 資料 2 生物多様性基本法の概要

生物多様性基本法の概要(環境省ホームページから引用)

# 生物多様性基本法の概要 平成20年6月6日法律第58号

#### 文 前

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様 性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏 まえた、本基本法制定の必要性を記述

#### 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによ り、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を 実現し、地球環境の保全に寄与すること

# 基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

①保全:野牛牛物の種の保全等が図られるととも に、多様な自然環境を地域の自然的社会的 条件に応じ保全

②利用:生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最 小となるよう、国土及び自然資源を持続可

能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- 4 長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

# 務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとった施策の実施等 事業者の責務、国民及び民間団体の責務: 基本原則にのっとった活動等に努める

#### 年次報告

白書の作成(運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合)

# 生物多様性戦略

国の戦略: 「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略:地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

# 基本的施策

### 保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

### 持続可能な利用に重点を置いた施策

- 4 国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

# 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- 8多様な主体の連携・協働、民意の反映及 び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑩事業計画の立案段階等での環境影響評価 の推進
- (3)国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多樣性基本法(平成二十年六月六日法律第五十八号)

前文

第一章 総則(第一条 第十条)

第二章 生物多様性戦略(第十一条 第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策 (第十四条 第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の 基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支 えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、 生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実 現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、 関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法 (平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内 に様々な差異が存在することをいう。
- 2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

#### (基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできない ものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的 社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

- 2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。
- 3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
- 4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。
- 5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

# (国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

#### (国民及び民間の団体の責務)

- 第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、 外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物 の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
- 2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を 自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努 めるものとする。

# (法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政 上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の 多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その 他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

# (年次報告等)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に 関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 生物多樣性戦略

#### (生物多様性国家戦略の策定等)

- 第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。
- 2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
  - 二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
  - 三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表し なければならない。
- 6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

### (生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

- 第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項 に規定する環境基本計画 (次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。
- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

#### (生物多様性地域戦略の策定等)

- 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県 又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物 多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
  - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

# 第三章 基本的施策

第一節 国の施策

### (地域の生物の多様性の保全)

- 第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (野生生物の種の多様性の保全等)

- 第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び 評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環 境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講 ずるものとする。
- 2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環 - 境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (外来生物等による被害の防止)

- 第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等 又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を 講ずるものとする。

### (国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を 図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資 源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

- 第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

- 第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及 び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な 知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を 図るものとする。
- 3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (調査等の推進)

第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するた め、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の 整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の 多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階 での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、 その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様 性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全に ついて適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

#### (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

### 第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の 自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ 計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 資料3 愛知目標(20の個別目標)

# 愛知目標(20の個別目標)

	1 130 ( = 0 02	四切 日 徐 /
戦略目標A	目標 1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り 得る行動を、人々が認識する。
	目標 2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や 計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
	目標3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
	目標 4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
	目標 5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
	目標 6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。
戦略目標	目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
信   B	目標 8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
	目標 9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。
	目標 10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。
戦	目標 11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
戦略   関略   標の	目標 12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
	目標 13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標D	目標 14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
	目標 15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
	目標 16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ 衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E	目標 17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策 定し、政策手段として採用し、実施している。
	目標 18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。
	目標 19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
	目標 20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

# 資料4 指標の現状値一覧

区分	指標	現状値			
	1 水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合	78%			
	2 丹沢山地における林床植生の状況	-			
	3 野生生物(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ) による農作物被害額	ニホンジカ:22,592 千円 ニホンザル:25,208 千円 イノシシ :51,488 千円			
	4 アライグマの捕獲効率	0.65			
	5 里地里山認定協定活動の面積	403,338 平方メートル			
地域の	6 河川の水質環境基準(BOD)の達成率	97.2%			
の特性に応じた生物多様性の保全	7 湖沼及び海域の水質環境基準(COD)の達成率	湖沼:80.0% 海域:69.2%			
応じ	8 地域制緑地、トラスト緑地及び都市公園の面積				
た 生	8-1 自然公園指定面積	55,138 ヘクタール			
物多	8-2 保安林指定面積	51,808 ヘクタール			
様   性	8-3 自然環境保全地域指定面積	11,236 ヘクタール			
. 保 全	8-4 歴史的風土保存区域指定面積	989 ヘクタール			
_	8-5 近郊緑地保全区域指定面積	4,800 ヘクタール			
	8-6 特別緑地保全地区指定面積	604 ヘクタール			
	8-7 風致地区指定面積	15,003 ヘクタール			
	8-8 生産緑地地区指定面積	1,380 ヘクタール			
	8-9 トラスト緑地面積	890 ヘクタール			
	8-10 都市公園面積	4,790 ヘクタール			
と生	9 生物多様性についての県民意識	-			
と保全行動の促進生物多様性の理解	10 里地里山の保全活動に取り組んだ人数	4,599 人			
動性の	11 小網代の森の年間利用者数	87,000人			
位理 進解	12 自然環境保全センターが実施する研修会、観察会等の参加人数	3,458人			

- ・現状値は、2014(平成26)年度。
- ・「2 丹沢山地における林床植生の状況」については、指標として適切な数値の表し方を検討しており、次年度に把握する指標値の公表に合わせて示していくこととし、現状値は記載していない。
- ・「9 生物多様性についての県民意識」については、2016(平成28年度)以降、新たに調査を開始することから、現状値を把握していない。
- ・「11 小網代の森の年間利用者数」については、2014(平成26)年7月の一般利用開始後、2015(平成27)年3月 までの利用者数。

資料 5 本県における主な特定外来生物の分布状況(表3)について表3の作成に当たり、根拠とした資料は、次のとおり。

【資料 5-1:平成 22 年度 神奈川県生物多様性保全検討基礎情報収集委託事業における文献調査結果】

分類群		種名	記録件数 1
	1-1	ハリネズミ属	0
	1-2	タイワンザル	0
	1-3	アカゲザル	0
	1-4	ヌートリア	1
	1-5	タイワンリス(クリハラリス)	38
	1-6	マスクラット	1
	1-7	アライグマ <sup>2</sup>	-
	1-8	アメリカミンク	0
	1-9	アキシスジカ属	0
	1-10	キョン	0
鳥類	2-1	ガビチョウ	219
	2-2	カオジロガビチョウ	0
	2-3	カオグロガビチョウ	28
	2-4	ソウシチョウ	87
爬虫類・両生類	3-1	カミツキガメ	31
	3-2	ウシガエル	71
魚類	4-1	カダヤシ	101
	4-2	ブルーギル	103
	4-3	コクチバス	6
	4-4	オオクチバス <sup>3</sup>	271
	4-5	チャネルキャットフィッシュ	1
クモ・サソリ類	5-1	ハイイロゴケグモ	4
	5-2	セアカゴケグモ	0
甲殼類	6-1	ウチダザリガニ、タンカイザリガニ	0
昆虫類	7-1	セイヨウオオマルハナバチ	3
	7-2	アルゼンチンアリ	1
軟体動物等	8-1	カワヒバリガイ属	0
植物	9-1	オオキンケイギク	98
	9-2	ミズヒマワリ	0
	9-3	オオハンゴンソウ	44
	9-4	ナルトサワギク	0
	9-5	オオカワヂシャ	35
	9-6	ナガエツルノゲイトウ	6
	9-7	ブラジルチドメグサ	0
	9-8	アレチウリ	232
	9-9	オオフサモ	67
	9-10	ボタンウキクサ	7
	9-11	アゾラ・クリスタータ	0
			1455

<sup>1:</sup>記録件数とは、文献の数ではなく、文献に記載された記録数(文献 1 冊に複数の記録件数が存在する場合がある)を示す。

<sup>2:</sup> アライグマは、平成 22 年度神奈川県アライグマモニタリング報告書 (暫定版)における平成 17 年度から平成 21 年の捕獲データに基づく 3 次メッシュ図のみを参考としたため、記録件数は算出していない。

<sup>3:</sup>オオクチバスの記録には、「ブラックバス」と標記のある54件の文献記録が含まれている。

【 資料 5-2:国立開発研究法人国立環境研究所「侵入生物データベース検索結果(平成 28 年 3 月 1 日現在)」】

和名 [学名]	国内移入分布	法的規制
ハリネズミ属 [Erinaceus spp.]	静岡県 , 神奈川県にアムールハリネズミが定着 岩手・長野・富山・栃木県で目撃例・捕獲例あり	外来生物法で特定外来生物に指定された
クリハラリス [Callosciurus erythraeus subspp.]	神奈川県(南東部),静岡県(伊豆半島東部,浜松城公園),岐阜県(金華山),大阪府(大阪城公園), 兵庫県(姫路城公園),和歌山県(和歌山城公園,友ヶ島),長崎県(壱岐,福江島),大分県(高島), 熊本県(宇土半島),伊豆大島,東京都(あきる野市),埼玉県(入間市)	特定外来生物(外来生物法) 狩猟獣(鳥獣保護法)
アライグマ [Procyon lotor]	ほぼ全国	特定外来生物(外来生物法) 狩猟鳥獣(鳥獣保護法) 移入規制種(佐賀県での放逐禁止,佐賀 県 環境の保全と創造に関する条例)
カオグロガビチョウ [Garrulax perspicillatus]	   岩手,群馬,埼玉,東京,神奈川の各都県 	外来生物法で特定外来生物に指定された
ガビチョウ [Garrulax canorus]	宮城,福島,千葉県を除く関東各都県,大阪,兵庫, 鳥取,島根,山口,高知,鹿児島を除く九州各県	外来生物法で特定外来生物に指定された
ソウシチョウ [Leiothrix lutea]	茨城,東京,神奈川,山梨,静岡,愛知,和歌山,大阪,奈良,兵庫,三重,福岡,熊本,大分,宮崎の都府県で繁殖した記録がある山形,栃木,群馬,埼玉,長野,岐阜,福井の各県および近畿・中国・四国・九州の全県でも分布記録あり	外来生物法で特定外来生物に指定された
カミツキガメ [Chelydra serpentina subspp.]	千葉県印旛沼付近及び静岡県に定着しており、東京都練馬区光が丘公園、上野不忍池でも定着の可能性が指摘されている福島、新潟、群馬、茨城、埼玉、神奈川、山梨、長野、石川、東海、近畿、岡山、鳥取、広島、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄の各県で記録あり福島県の阿武隈川で2010年6月に捕獲された雌は、潜在的に繁殖可能であることが確認されている	特定外来生物(外来生物法) 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
ウシガエル [Rana catesbeiana]	北海道南部,本州以南の日本列島のほぼ全域と周辺島嶼(佐渡島,壱岐,五島列島など),奄美諸島(与路島,徳之島,沖永良部島),沖縄諸島(伊平屋島,伊是名島,伊江島,沖縄島,久米島)八重山諸島(小浜島,西表島)	外来生物法で特定外来生物に指定された
カダヤシ [Gambusia affinis]	   福島県以南の本州,四国,九州,沖縄,小笠原 	外来生物法で特定外来生物に指定された 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
ブルーギル [Lepomis macrochirus]	ほぼ全国	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が漁業調整規 則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
コクチバス [Micropterus dolomieu]	福島,栃木,長野,滋賀,奈良	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が(内水面)漁 業調整規則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
オオクチバス [Micropterus salmoides]	ほぼ全国 隠岐・佐渡など一部離島を含む	特定外来生物(外来生物法) 多数の都道府県で移殖放流が(内水面)漁 業調整規則により禁止されている 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)

和名 [学名]	国内移入分布	法的規制
アルゼンチンアリ [Linepithema humile]	東京,神奈川,静岡,愛知,岐阜,京都,大阪,兵 庫,岡山,広島,山口,徳島の各都府県	外来生物法で特定外来生物に指定された
ハイイロゴケグモ [Latrodectus geometricus]	  東京,神奈川,愛知,京都,大阪,兵庫,岡山,山  口,福岡,宮崎,鹿児島,沖縄で発見記録あり 	   外来生物法で特定外来生物に1次指定さ   れた
セアカゴケグモ [Latrodectus hasselti]	岩手県,宮城県,福島県,群馬県,茨城県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,静岡県,愛知県,石川県,福井県,岐阜県,三重県,京都府,大阪府,滋賀県,奈良県,和歌山県,兵庫県(淡路島含む),岡山県,奈良県,山口県,烏取県,香川県,徳島県,高岡県,佐賀県,熊本県,宮崎県,鹿児島県,沖縄県で発見記録あり近畿地方・東海地方は特に多い茨城県では、2013年1月,岩手県では2013年6月,熊本県では2013年8月,千葉県・福島県・鳥取県・静岡県では2013年9月,愛媛県では2014年1月に初記録された石川県・福井県・埼玉県・東京都では、2014年に初記録された	外来生物法で特定外来生物に指定された
オオキンケイギク [Coreopsis lanceolata	沖縄を含むほぼ全国	外来生物法で特定外来生物に指定された 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
オオハンゴンソウ [Rudbeckia laciniata]	ほぼ全国   奈良,大阪を除く本州の全都府県,北海道,愛媛,高   知,大分,宮崎,沖縄の各県	外来生物法で特定外来生物に指定された
オオカワヂシャ [Veronica anagallis-aquatica]	岩手,秋田,山形,山梨,石川を除く本州全都府県, 徳島,愛媛,大分,佐賀の各県	外来生物法で特定外来生物に2次指定された お入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)
ナガエツルノゲイト ウ [Alternanthera philoxeroides]	千葉,神奈川,静岡,滋賀,京都,大阪,兵庫,徳 島,福岡,佐賀,熊本,鹿児島,沖縄の各府県	外来生物法で特定外来生物に1次指定された
アレチウリ [Sicyos angulatus]	ほぼ全国	植物防疫法により,チチュウカイミバエ・ウリミバエ発生地からのうり科植物の輸入禁止外来生物法で特定外来生物に指定された
オオフサモ [Myriophyllum aquaticum]	ほぼ全国(青森,岩手,秋田,福島,新潟,石川の各 県では未確認)	外来生物法で特定外来生物に指定された 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例) オーストラリアへの持ち込みが規制され ている
ボタンウキクサ [Pistia stratiotes]	関東~北陸以西~沖縄,小笠原	外来生物法で特定外来生物に指定された 移入規制種(佐賀県 環境の保全と創造に 関する条例)

侵入生物データベースにおいて、検索条件に 国内移入分布:「関東地方」、法的規制:「特定外来生物(外来生物 法)」を設定して検索した結果から、神奈川県内に分布する種を抽出した結果を示している。

# 資料 6 生物多様性に関する県民アンケート調査(e-かなネットアンケート)調査結果

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略(かながわ生物多様性計画)の策定に当たり、本 県の生物多様性の保全に係る課題や取組の方向性等について参考とするために実施したアンケート 調査の概要は、次のとおり。

調査対象:インターネット利用者

調査期間:平成25年11月1日(金曜日)から12月27日(金曜日)

回収状況:201人

調査の項目:

生物多様性の認知度について

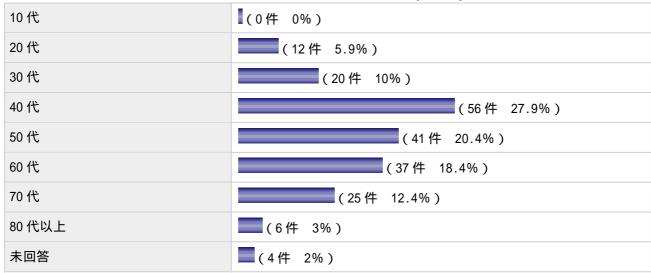
生物多様性の危機に対する意識について

生物多様性の保全について

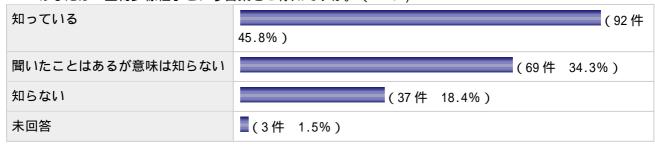
生物多様性に関する普及啓発について

# 調査結果:

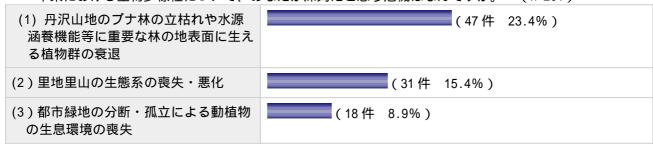
年齢をお伺いします。差し支えなければお知らせください。 (n=201)



#### あなたは「生物多様性」という言葉をご存知ですか。(n=201)

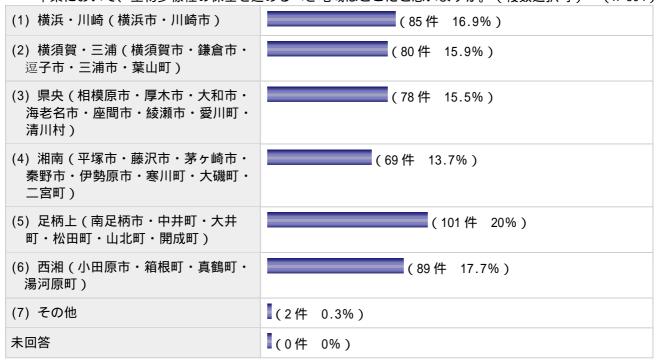


### 本県における生物多様性について、あなたが深刻だと思う危機はなんですか。 (n=201)



(4) 堰堤等による河川の連続性の分断や 水辺環境の喪失・悪化	(8件 4%)
(5) 外来種による生態系への悪影響	(54件 26.9%)
(6) 沿岸部の開発や水質環境の悪化など 浅い海の生態系の喪失・悪化	■ (4件 2%)
(7) 地球温暖化による生態系への悪影響	(36件 17.9%)
(8) その他	【(1件 0.5%)
未回答	■(2件 1%)

本県において、生物多様性の保全を進めるべき地域はどこだと思いますか。(複数選択可) (n=504)

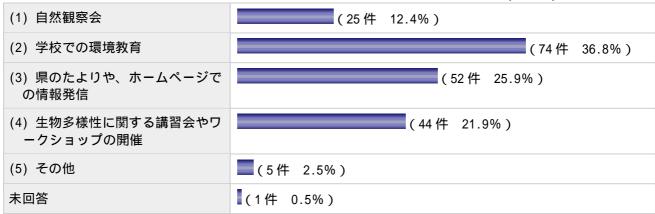


生物多様性の保全のために、本県が重点的に取り組むべきだと思うことは何ですか。(複数選択可。回答は3つまで)(n=481)

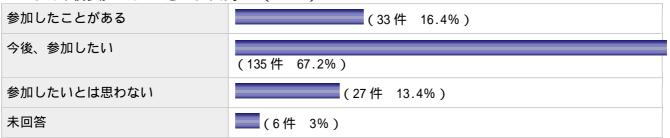
(1) 絶滅のおそれのある希少な動植物の 保全対策	(83件 17.2%)
(2) 外来種による生態系への影響防止 (外来種除去)	(114件 23.7%)
(3) 農林業や生態系に及ぼす鳥獣対策	(47件 9.8%)
(4) 普及啓発(環境学習を含む)	(35件 7.3%)
(5) 生物が暮らしやすい環境となるよう 生息地の保全	(61件 12.7%)
(6) 生物多様性に関する調査・研究の充実	(19件 4%)
(7) 人と自然の関係を再構築(里山管理等)	(45件 9.3%)
(8) 森・里・川・海のつながりを確保	(50件 10.4%)

(9) 生物多様性に関する情報基盤の整備	(21件 4.4%)
(10) 特にない	■(5件 1%)
(11) その他	【(1件 0.2%)
未回答	【(0件 0%)

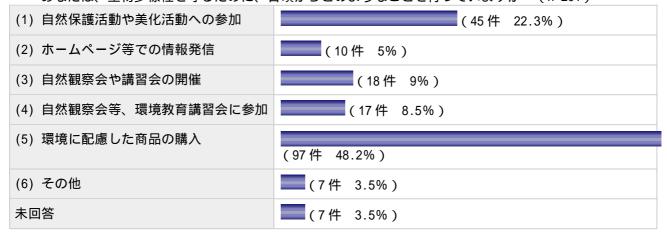
生物多様性の大切さを浸透させるために、あなたは何が必要だと思いますか (n=201)



自然観察会などが県内各地で開催されています。あなたはこうした活動に参加したことがありますか。 また今後参加したいと思いますか。 (n=201)



あなたは、生物多様性を守るために、日頃からどのようなことを行っていますか (n=201)



# 資料7 かながわ生物多様性計画の取組の所管課一覧

章	エリア区分又は取組の項目					
項目	主な取組	所管課				
	(1) 丹沢エリア					
	ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進	水源環境保全課、自然環境保全課、 自然環境保全センター				
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課				
	ニホンジカの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課				
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、 水源環境保全課				
	(2) 箱根エリア					
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター				
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課				
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター				
	(3) 山麓の里山エリア					
	里地里山の保全等の促進	農地保全課				
1 県土	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター				
の	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター				
エリ	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課				
アに	自然公園の施設整備の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター				
即した	都市公園の整備の推進	都市公園課				
た取組	(4) 都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)					
松田	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課				
	トラスト制度などによる緑地の保全	自然環境保全課				
	里地里山の保全等の促進	農地保全課				
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター				
	アライグマ防除対策の推進	自然環境保全課				
	(5) 三浦半島エリア					
	地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全	自然環境保全課、都市公園課				
	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課				
	地域資源を生かした自然とのふれあいの推進	自然環境保全課、都市公園課、農地保全課、 水産課				
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地保全課、担い手支援課、農政課、 農業技術センター				
	アライグマ防除対策等の推進	自然環境保全課				

1							
(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア							
	自然環境に配慮した川づくり	河川課、水源環境保全課					
	総合的な土砂管理と海岸の保全	流域海岸企画課、砂防海岸課					
	沿岸域の環境保全と持続可能な水産業の推進	水産課、大気水質課					
	水域の生態系保全に関する調査研究	水産課、水産技術センター					
	(1) 野生鳥獣との共存を目指した取組						
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター					
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター					
	(2) 外来生物の監視と防除	自然環境保全課					
2	(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全						
エ	緑地等を保全する制度の活用	自然環境保全課(保安林と都市公園は、そ れぞれ水源環境保全課、都市公園課)					
アを	緑の基本計画による生態系の保全	自然環境保全課、都市公園課					
また	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組						
リアをまたぐ取組	神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整	土地水資源対策課					
組	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	環境計画課					
	みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地 面積の確保	自然環境保全課					
	環境保全型農業の推進	   担い手支援課、農政課、農業技術センター					
	水産資源の適切な管理の推進	水産課、水産技術センター					
	水産資源の適切な管理の推進 (1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と						
3	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と						
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、					
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、					
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と 生物多様性に関する情報サイトの整備 生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館					
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と 生物多様性に関する情報サイトの整備 生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進 生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館 自然環境保全課					
生物多様性の保全のた	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と 生物多様性に関する情報サイトの整備 生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進 生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用 県民、企業、市町村等による講座等への支援	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館 自然環境保全課 自然環境保全課					
生物多様性の保全のため	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用県民、企業、市町村等による講座等への支援かながわのナショナル・トラスト運動の推進	発信 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、 生命の星・地球博物館 自然環境保全課 自然環境保全課 自然環境保全課 自然環境保全課 自然環境保全課、自然環境保全センター、					
生物多様性の保全のための行動	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用県民、企業、市町村等による講座等への支援かながわのナショナル・トラスト運動の推進県民参加による自然環境保全活動の推進マイエコ10(てん)宣言の普及を通じた保全	発信     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全課、次源環境保全課					
生物多様性の保全のため	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用県民、企業、市町村等による講座等への支援かながわのナショナル・トラスト運動の推進県民参加による自然環境保全活動の推進マイエコ10(てん)宣言の普及を通じた保全行動の促進	発信     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全課、次源環境保全課					
生物多様性の保全のための行動の	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用(2) 多様な主体による取組の促進生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用県民、企業、市町村等による講座等への支援かながわのナショナル・トラスト運動の推進県民参加による自然環境保全活動の推進マイエコ10(てん)宣言の普及を通じた保全行動の促進(3)環境学習・教育の推進	発信     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     富然環境保全課     電が環境保全課     電が環境保全課     電が環境保全課     電が環境保全課     電が表達によります。					
生物多様性の保全のための行動の	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と生物多様性に関する情報サイトの整備生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用 (2) 多様な主体による取組の促進生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用県民、企業、市町村等による講座等への支援かながわのナショナル・トラスト運動の推進県民参加による自然環境保全活動の推進マイエコ10(てん)宣言の普及を通じた保全行動の促進 (3)環境学習・教育の推進学校における環境学習・教育の推進	発信     自然環境保全課     自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     自然環境保全課     高校環境保全課     環境計画課     高校教育課、子ども教育支援課、特別支援教育課、総合教育センター、環境計画課 自然環境保全課、自然環境保全センター、					

# 資料8 里山指標種の生息・生育状況(図8)について

里山指標種については、植物及び昆虫類(チョウ類及びトンボ類)を対象種として文献調査及び 有識者へのヒアリングを行い、植物 52 種、昆虫 72 種の生息・生育状況を基に作図した。

# 対象種(植物)

			分布	里山	草地	湿地	水田	水域	水辺	海岸
			分布情報 (地点数)	広葉樹 林、	二次草原等、	湿地、	の流入する水田谷戸等にある湧水	池沼、・	河川敷、	浜、海岸沿い海浜植生、海
No.	科名	種名	1#1	樹林	草羊		入等に	ペド	敷	海植
			点点	<b>↑</b> ↑	原 早   等 地	ョシ	ある	水路が、	水辺	圧 生    沿
			数			ヨシ原等	田漁	ي يُ	辺	い海
1	 ミズワラビ科	ミズワラビ	22							
2	アカウキクサ科	オオアカウキクサ	20							
3	カバノキ科	イヌシデ	74							
4	A	アラカシ	62							
5	ブナ科	シラカシ	61							
6		コナラ	91							
7	ニレ科	ムクノキ	88							
8		エノキ	93							
9	イラクサ科	ラセイタソウ	18							
10	ビャクダン科 モクレン科	カナビキソウコブシ	58 52							
12	<u>モグレン科</u> キンポウゲ科	イヌショウマ	52							
13	十つかりがれ	ヒトリシズカ	82							
14	センリョウ科	フタリシズカ	73							
15	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	56							
16	フマノススノッパイ	イヌザクラ	52							
17	バラ科	ウワミズザクラ	74							
18	7,211	ワレモコウ	51							
19	マメ科	ネムノキ	53							
20	 トウダイグサ科	タカトウダイ	53							
21	スミレ科	スミレ	85							
22	ウリ科	スズメウリ	65							
23	ミズキ科	ミズキ	70							
24	ウコギ科	ハリギリ	72							
25	エゴノキ科	エゴノキ	79							
26	ガガイモ科	コバノカモメヅル	52							
27	ヒルガオ科	ハマヒルガオ	15							
28	クマツヅラ科	ムラサキシキブ	107							
29	シソ科	アキノタムラソウ	76							
30	ゴマノハグサ科	アゼトウガラシ	42							
31		コシオガマ	66							
32	スイカズラ科	ガマズミ	98							
33	キキョウ科	ツリガネニンジン	69							
34	773717	ツルニンジン	51							
35		ノコンギク	75							
36		シラヤマギク	59							
37	キク科	ヒヨドリバナ	78							
38		ユウガギク	51							
39		カントウヨメナ	81							
40	1 - 1 12 - 71	コウヤボウキ	68							
41	トチカガミ科	ミズオオバコ	12							
42		ホウチャクソウ	87							
43	¬ 1111	ナルコユリ	68							
44	ユリ科	ツルボ	65							
45		ヤマホトトギス	67							
46	/ <del></del>	アマナ	23							
47	イネ科	ノガリヤス	62							
48	++v11+*++*v	ミコシガヤ	23							
49	カヤツリグサ科	クログワイ	40							$\vdash$
50		コウボウシバ	18							
51	ラン科	エビネ	54							
52	32 科	キンラン 52 種	66	26 種	17 <del>1</del> #	6 <del>1</del> #	6 <del>1</del> #	つ 千禾	o <del>1系</del>	2 ₹≨
$\Box$	<u></u> 32 추	] 32 作里			17種	6種	6種	3種	3種	3種

# 対象種(昆虫)

	<b>水性(比玉)</b>			$^{\wedge}$		里山		草	地	温	地		7.	/ (辺・	水坝	ķ.	海	辺
No.	目名	科名	種名	(地点数)	広葉樹林	低木林	林縁	笹原	草地	湿地	ヨシ原	水田	たまり	水路	水辺	河原	海辺	海浜稙生
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ	98									•					
2		111.1050	オオアオイトトンボ	130	•					•			•					
3		イトトンボ科	<u>クロイトトンボ</u>	137	•					•	•	•	•	•			$\vdash$	
4 5			<u>キイトトンボ</u> アジアイトトンボ	51 272					•	-	-	•	-	•				
6		モノサシトンボ科	<u> </u>	39	•				<u> </u>	Ť	Ť	<u> </u>	•	<u> </u>				
7			ハグロトンボ	151										•				
8			ニホンカワトンボ	221							•			•				
9		ヤンマ科	マルタンヤンマ	81	•					•		•	•				$\vdash$	
10 11			<u>クロスジギンヤンマ</u> ギンヤンマ	153 281	•								•				$\vdash$	
12			コシボソヤンマ	83	•								Ť	•			$\vdash$	
13			カトリヤンマ	143	•							•	•	_		•		
14			ヤブヤンマ	137	•					•			•					
15		サナエトンボ科	ヤマサナエ	126	•									•				
16			ダビドサナエ	156	•										_		$\vdash$	
17		オニヤンマ科	コオニヤンマ	940	•		•		•	•			•	•	•		$\vdash$	
18 19		エゾトンボ科	オニヤンマ コヤマトンボ	349 110	•		-		_	_	1		-	•	_			
20			ショウジョウトンボ	188	Ť					•	1		•	<u> </u>				
21			ハラビロトンボ	95					•	•	•	•			•			
22			シオカラトンボ	512						•		•	•					
23			シオヤトンボ	154						•	•	•		•				
24			オオシオカラトンボ	241	•					•		•	•				$\vdash$	
25 26			ウスバキトンボ ナツアカネ	415 194						•		•	•					
27			<u>ソンドルイー</u> マユタテアカネ	174	•		•		•	-	•	•	-	•	•			
28			アキアカネ	333	<u> </u>		Ť		<u> </u>	•	•	•	•	•	•			
29			ヒメアカネ	96	•					•		•						
30			ミヤマアカネ	200						•		•		•				
	カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ科	オオカマキリ	95	•	•	•					_		_			$\vdash$	
32	バッタ目(直翅目) 	<u>ケラ科</u> バッタ科	<u>ケラ</u> ショウリョウバッタ	32 125					•	•	-	•	_	•		•	$\vdash$	
34		オンブバッタ科	<u>ンヨソリヨソハッタ</u> オンブバッタ	123					-							_		
	カメムシ目(半翅目)	セミ科	ヒグラシ	100	•				_									
36		タイコウチ科	タイコウチ	31								•	•					
	チョウ目(鱗翅目)	セセリチョウ科	<u> ギンイチモンジセセリ</u>	36					•							•	•	
38			イチモンジセセリ	78	_		_	_	•			•	_			•	$\vdash$	
39 40		 テングチョウ科	コチャバネセセリ テングチョウ	61 69	•		•	•								•		
41		シジミチョウ科	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	66	•	•	Ť									Ť	$\vdash$	
42		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ウラゴマダラシジミ	64	•		•			•						•		
43			ルリシジミ	72	•		•		•							•	•	
44			ウラギンシジミ	64	•		•									•	•	
45			ウラナミアカシジミ	53					•	•						•	•	•
46 47			<u>ベニシジミ</u> ミドリシジミ	73 54	•	•			•	-	-	_	_			•	•	
48		タテハチョウ科	スミナガシ	46	•	-	•			Ť								
49			<u>ハスケルレ</u> ゴマダラチョウ	61	•	•												
50			イヂモンジヂョウ	66	•	•	•									•		
51			ヒオドシチョウ	58	•				_		<u> </u>	_		_		•	$\vdash$	
52			キタテハ オオルラサギ	77	•	•	-	-	•		-		-	•		•	$\vdash$	
53 54			<u>オオムラサキ</u> アカタテハ	100 68	<b>-</b>	_	•		•		1					•		
55			<u> </u>	71	•		•		•							•	•	
56			アオスジアゲハ	75	•		•											
57			ギフチョウ	89	•													
58			カラスアゲハ	71	•		_		_	•	<u> </u>						$\vdash$	
59 en			モンキアゲハ キアゲハ	74	•		•		•	•	-	_		•		•	•	
60 61			キアグハ クロアゲハ	73 75	•		-		<u> </u>	+-	<del>                                     </del>			<u> </u>		<u> </u>	_	
62		シロチョウ科	<u>ンロチソハ</u> モンキチョウ	74	Ť		Ť		•		1					•		
63			ツマグロキヂョウ	107						•	L					•		
64			スジグロシロチョウ	74			•							•	•	•		
65		10. 1 4 1 4	モンシロチョウ	75	_	_	_				_					•		
66		ジャノメチョウ科	ヒカゲチョウ	64	•	•	•		_		-	_				_		
67 68			ジャノメチョウ コジャノメ	55 67	•	•	•	_	•	•	-	$\vdash$	$\vdash$			•	•	
69			<del>コンヤノノ</del> サトキマダラヒカゲ	63	•	•	•	•	<u> </u>	Ť	$\vdash$							
70		ヤママユガ科	ウスタビガ	17	•													
71	コウチュウ目(鞘翅目)	エンマムシ科	ハマベエンマムシ	32													•	
72			シロスジカミキリ	76	•	•												
	6目	25科	72種		40種	11種	20種	2種	19種	25種	7種	17種	20種	16種	6種	20種	8種	1種

# 資料9 生物多様性に関連する情報(ホームページアドレス)

# 【条約、法律、国家戦略に関連する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性条約	外務省 公式ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html
生物多樣性基本法	環境省 生物多様性 Biodiversity http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html
愛知目標	環境省 生物多様性 Biodiversity http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_02.html
生物多樣性国家戦略	環境省 生物多様性 Biodiversity http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/
2012–2020	環境省報道発表資料(平成 24 年 9 月 28 日) http://www.env.go.jp/press/15758.html

# 【生物多様性の保全行動の促進に関する情報】

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
項目	ホームページアドレス等			
国民の行動リスト	環境省報道発表資料(平成 21 年 3 月 31 日) http://www.env.go.jp/press/11003.html			
M Y 行動宣言 5 つのアクション	国連生物多様性の 10 年日本委員会 http://undb.jp/committee/tool/action/			
マイエコ 10(てん)	私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160477/			
宣言	マイエコ 10 宣言・マイアジェンダ登録制度 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360478/			
環境ラベル等	環境ラベル等データベース 環境省総合環境政策局 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/			
生物多様性に関する 企業の取組事例	生物多様性民間参画パートナーシップ 事例紹介 生物多様性民間参画パートナーシップ事務局(経団連自然保護協議会、IUCN 日本プロジェクトオフィス) http://www.bd-partner.org/case/			
(一社)日本経団連 生物多様性宣言 行動 指針とその手引き	生物多様性民間参画パートナーシップ 行動指針、ガイドライン等 生物多様性民間参画パートナーシップ事務局(経団連自然保護協議会、IUCN 日本プロジェクトオフィス) http://www.bd-partner.org/reference/guidelines/			

# 【生物多様性に関する調査、基礎データなどに関する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性地域戦略 策定状況	環境省報道発表資料(平成 27 年 5 月 21 日) https://www.env.go.jp/press/101003.html
環境問題に関する世	世論調査 内閣府大臣官房政府広報室(平成 26 年 7 月調査)
論調査	http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyou/index.html
生物多様性と生態系サービス	環境省 自然の恵みの価値を計る http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service .html
環境経済基礎情報等	環境省 環境経済情報ポータルサイト
(自然環境の現状等)	http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/index.html
生物多様性保全上重	環境省報道発表資料(平成 27 年 12 月 18 日)
要な里地里山	https://www.env.go.jp/press/101784.html
特定外来生物の分布	侵入生物データベース 国立開発研究法人国立環境研究所
状況	http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/

# 【生物多様性に配慮した緑化に関する情報】

項目	ホームページアドレス等
生物多様性の保全に 配慮した都市緑化	生物多様性の保全に配慮した都市緑化事例集 九都県市首脳会議環境問題 対策委員会緑化政策専門部会 http://www.tokenshi-kankyo.jp/green/fukyukeihatsu01.html
緑の基本計画における 生物多様性の確保に関 する技術配慮事項	国土交通省都市局 公園とみどり http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000022.html

# 【かながわ生物多様性計画に関連する県の諸計画】

項目	ホームページアドレス等
かながわグランドデ ザイン	かながわグランドデザイン 神奈川県政策局政策部総合政策課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4895/p434921.html
神奈川県環境基本計画	神奈川県環境基本計画 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f1023/
神奈川みどり計画	神奈川みどり計画 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3682/
神奈川県アライグマ 防除実施計画	神奈川県アライグマ防除実施計画について 神奈川県環境農政局水・緑部自然 環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10115.html
第二種特定鳥獣管理 計画(ニホンジカ・ ニホンザル)	第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・ニホンザル) 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10114.html
丹沢大山自然再生計 画	自然再生のための計画と取組み 神奈川県自然環境保全センター http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p446590.html
かながわ水源環境保 全・再生実行 5 か年 計画	水源環境保全・再生の計画 神奈川県環境農政局水・緑部水源環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23515.html
かながわ里地里山保 全等促進指針	かながわの里地里山 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300562/

# 【環境学習・教育、ふれあいの場の提供に関する情報】

項目	ホームページアドレス等
里地里山での体験等	里地里山の保全等の活動団体のイベント情報 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300562/p327323.html
農体験ができる公園 等	目的別県立都市公園等一覧 神奈川県県土整備局都市部都市公園課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6599/p19725.html
小網代の森について	小網代の森について 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p820028.html
自然観察会などの学	自然環境保全センターの行事のご案内 神奈川県自然環境保全センター http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p4822.html
習支援活動について	生命の星・地球博物館の講座・催し物情報 神奈川県生命の星・地球博物館 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70061/
農林水産業とのふれ あい施設等	かながわのグリーンツーリズム 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300581/
市民農園	市民農園について 神奈川県環境農政局農政部農地保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300479/
漁協朝市・直売所等	魚を食べよう!朝市・直販所 神奈川県環境農政局水・緑部水産課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f790/p8890.html
朝市・直売所情報 (神奈川県の地産地消)	神奈川県内の朝市・直売所情報 神奈川県産業労働局観光部観光企画課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6914/p22440.html

# 【かながわ生物多様性計画策定経過などに関する情報】

項目	ホームページアドレス等
神奈川県生物多様性 一次地域戦略検討委 員会	神奈川県生物多様性一次地域戦略検討委員会 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12655/p986281.html
神奈川県自然環境保 全審議会	附属機関等の概要 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f13186/
計画(骨子案)に対 する意見募集	(意見募集の結果公表) 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12655/p983971.html

# 【ア行】

	用語	解 説
ア	赤潮	プランクトン(主に植物プランクトンである鞭毛藻(べんもうそう) 類や珪藻(けいそう)類、 動物プランクトンの夜光虫)の異常増殖の ために海水が変色する現象で、魚介類に被害が出ることもあります。
ア	アライグマ	ネコ目アライグマ科アライグマ属に属し、学名は Procyon Lotor。近類のカニクイアライグマの学名は、Procyon cancrivorus で、国内では、この2種を総称してアライグマとすることが多い状況です。原産地は、アライグマが北アメリカ、カニクイアライグマが中南アメリカです。 国内分布については、1962(昭和37)年に初めて野生化が確認されて以後、2009(平成21)年時点では47都道府県で生息情報があります。これらの侵入の原因は、飼育個体の逃亡・遺棄と推測されており、本県におけるアライグマの野生化は1988(昭和63)年頃に起こったものと推測されています。 体重4~10数kg、頭胴長41~60cm、尾長20~41cm。白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で4~7の輪模様を尾に持ちます。蹠行性の歩行のために足跡は明瞭に残り、5本指の形状とその大きさから在来哺乳類との区別は容易です。夜行性で水辺を好みますが、森林、湿地、農耕地、市街地など幅広い環境に生息します。雑食性で野外に定着した個体は、果実・野菜・穀類、小哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・魚類・昆虫その他の小動物全般を採取します。

# 【力行】

種に置き換わったり、
<b>5</b> .
リスで発展した運動を となる公益財団法人か 著しい県内の身近なみ 年にスタートした取組
)を生かし、生産性と づくり等を通じて、化 減と、より安全な農産 使用しないなど環境へ ることから環境保全型
外に生息・生育する生 含む)を言います。
る尾根の部分を言いま
1

# 【カ行】(前ページからの続き)

	用語	解:説
カ	火口原湖	火口原(火山口)の一部に水がたまってできた湖を言います。
‡	基盤サービス	生態系サービスである、供給・調整・文化的サービスを支えるサービスのことを指します。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに当たります。
+	供給サービス	食料、燃料、木材、繊維、医薬品原料、水など、人間の生活に重要な一次原材料を供給するサービスを指します。 このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。
ケ	渓畔林	渓畔林は、水辺林(渓畔林、河畔林、湿地林、湖畔林)の1形態であり、一般的に河川上流の狭い谷底や斜面に成立する森林を言います。
T	県営林	県が管理・経営する森林を県営林と言います。 県営林には、県自らが土地を所有している森林(県有林)と、民有地 に県が地上権を設定し、土地所有者に代って県が造林を行っている森林 (県行造林(けんこうぞうりん))があります。
	(森林の持つ)公益的機 能	森林の木材生産などのほかに持つ多面的機能を言い、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源かん養機能、山地災害の防災機能、気候緩和や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、野生鳥獣の生息の場などの保健文化機能などがあります。

# 【サ行】

	· <del>-</del>	
Ħ	栽培漁業	卵から稚魚・稚貝になるまでの、自然界では育つのに最も難しい時期を人間の手によって育て、魚や貝が小さいうちに海へ放流する、つくり育てる漁業を指します。  卵をとって孵化させ、室内の水槽で育てる種苗生産、稚魚や稚貝を放流サイズまで育てる中間育成、時期や場所に合わせて、一定サイズに育った稚魚や稚貝の放流、海で育った魚や貝を、漁業者や釣り人が獲る漁獲、といったステップで考えられています。
ザ	在来生物	もともとその場所で生息・生育していた在来の生物を指します。
シ	市街化調整区域	都市計画法第 7 条において、市街化を抑制すべき区域とされており、 開発や建築が制限されている区域です。原則として、開発行為は農林漁 業用など特定の場合を除き禁止されています。
ス	水源かん養機能	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水 を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を言います。

# 【サ行】(前ページからの続き)

	用語	解:説
t	生態系サービス	食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、基盤サービス、供給サービス、調整サービス及び文化的サービスの4つのサービスに分類されます。
t	生物相	特定の地域に生息・生育する生物の種類組成。一般的には「植物相」 (特定の地域に生育する植物の種類組成)と「動物相」(特定の地域に 生育する動物の種類組成)を合わせた概念を言います。
tz	生物多樣性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現すること等を目的として、2008(平成20)年5月に成立、同年6月に施行されました。生物多様性基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されています。また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。
tz	生物多様性に関する条約	生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保全しても十分ではありません。世界全体でこの問題に取り組むことが重要です。このため、1992(平成4)年5月に「生物の多様性に関する条約」がつくられました。本条約第2条において『「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。』ことが規定されています。

# 【夕行】

9	タイワンリス	げっ(齧)歯目リス科リス属・タイワンリス属に属し、学名は、Callosciurus erythraeus thaiwanensis。アジア全域(中国からマレー半島)にかけて広く分布し、多数の亜種に分けられているクリハラリスの一亜種とされ、台湾に分布している種
		をタイワンリスと言います。 1935(昭和10)年、東京都伊豆大島の公園から逃げ出したものが同島 に野生化し、その後、神奈川県、静岡県、岐阜県、和歌山県等で野生化 している個体が確認されています。
B	多自然川づくり	国が定めた「多自然川づくり基本指針」では、「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」と定めており、例えば、自然石や木を用いて河川構造物を造作したり、コンクリート護岸の表面を土で覆って緑化する等の取組などを指します。

【タ行】(前ページからの続き)

	用語	解説
Я	(里地里山の)多面的機 能	農林業の生産の場や生活の場としての機能以外に、美しい風景、多様な生物を育む空間、災害の防止、生活文化の伝承など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能を言います。
Я	(農業の有する)多面的 機能	良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養など、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能を言います。
F	地域個体群	ある地域に生息している同種の個体の集まりを言います。 移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝 的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分 でない場合があります。このような場合に用いられる概念です。
チ	地域制緑地	法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される 緑地を指します。
チ	調整サービス	湖沼が大気中の化学物質の吸収源となったり、森林が二酸化炭素を吸収・貯蔵し、気候が緩和されたり、洪水などの局所災害が低減されたりといった、環境を調整・安定させるサービスのことを指します。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。このサービスの観点からは、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。
F	特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、 農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づき、指定されます。 特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、 種子、器官なども含まれます。
F	トラスト制度	県内の優れた自然環境及び歴史的環境を保全するに当たっては、都市 緑地法などの法令による保全が原則ですが、現行の法制度を補完する制 度として、公益財団法人かながわトラストみどり財団や市町村などと協 力し、大きく次の4形態により緑地の保全を図っています。 ・ かながわトラストみどり基金による買入れ保全 ・ 緑地保存契約による保全 ・ 寄贈を受けての保全 ・ 市町村への助成による保全
۲	都道府県広域緑地計画	「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針(昭和 56 年 9 月建設省都市局都市計画課長通達)」に基づき、都道府県が策定主体となり、都市計画区域全域について広域的観点から策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する計画です。市町村ごとに行われる緑の基本計画の円滑な策定のためにも、広域的視点からの緑地の配置の指針としての役割を担っています。

# 【夕行】(前ページからの続き)

用語	解:説
ド土砂移動(の)特性	山地で生産された土砂が、水の流れにより、運搬、堆積を繰り返し、 下流に向かって海まで移動していくことを土砂移動と言い、地形、地 質、降雨などの条件によって変化する、土砂の移動量や速度、移動する 土砂の粒径などの特性を土砂移動(の)特性と言います。

# 【ナ行】

	.=	
=	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残っ
		た種子や植物体の成長などにより成立した森林を指します。
		溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が
		存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性(草原・耕地
		など日当たりのよい環境で生育する性質を持つ)の樹木が成長し、長い
		年月をかけて、やがて、陰性(耐陰性が強く林の中など日陰の環境で生
		育する性質を持つ)の樹木に置き換わり安定した森林(極相)となりま
		す。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林を主
		に二次林と呼びます。

# 【八行】

フ	富栄養化	元来は、湖沼等の閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及び 燐酸塩等の栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象を言いますが、人口や産業の集中等に伴って、東京湾 や伊勢湾などの閉鎖性海域においても見られるようになりました。
ブ	プナハバチ	ハバチ科のヒゲナガバチ亜科というグループに属す昆虫で、幼虫時代にブナの葉を摂食します。丹沢での大発生を機に同定したところ、新属新種(新しい属に属する新しい種)として発表され、Fagineura crenativora と命名されました。
ブ	文化的サービス	精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービスのことを指します。 多くの地域固有の文化・宗教は、その地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。

# 【マ行】

	. 1134		
マ	マイエコ 10(てん)宣言	新アジェンダ 21 かながわの名称を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 ( てん ) トライ」とし、この中で位置付けられる 90 の行動メニューから自分が取り組みたい項目を 10 個選んで宣言する行為を「マイエコ 10(てん)宣言」と呼んでいます。	
III	ミレニアム生態系評価	国連の主唱により 2001 (平成 13)年から 2005 (平成 17)年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組です。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示されました。	

# 【マ行】(前ページからの続き)

	用語	解:説
ŧ	藻場	沿岸域の海底で様々な海草・海藻が群落を形成している場所を指します。主として種子植物であるアマモなどの海草(seagrass)により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻(seaweed)により形成されるガラモ場とがあります。

# 【ラ行】

I	IJ	森林は様々な高さを持った植物の組み合わせによる多層構造を持っていますが、その中で低木以下の階層を構成する植生を「林床植生」と言います。
		v.6.7°

# かながわ生物多様性計画 生きものの恵みを次の世代へ -

平成 28 年3月

編集・発行 神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電 話 045(210)1111(代表) ファクシミリ 045(210)8848 ホームページアドレス http://www.pref.kanagawa.jp/div/0505/ 表紙宙瞰図「宇宙から見た神奈川」 県立生命の星・地球博物館提供

